

平成29年9月 第3回佐々町議会定例会 会議録（1日目）

1. 招集年月日 平成29年9月27日（水曜日） 午前10時00分
2. 場 所 佐々町役場 3階 議場
3. 開 議 平成29年9月27日（水曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	永安文男君	2	浜野 亘君	3	永田勝美君
4	長谷川忠君	5	阿部 豊君	6	橋本義雄君
7	平田康範君	8	須藤敏規君	9	川副善敬君
10	淡田邦夫君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	古庄 剛君	副 町 長	大瀬忠昭君	教 育 長	黒川雅孝君
総 務 理 事	迎雄一朗君	総 務 課 長	川内野勉君	企画財政課長	今道晋次君
住民福祉課長	藤永大治君	税 務 課 長	松本孝雄君	保険環境課長	川崎順二君
会 計 管 理 者	内田明文君	建 設 課 長	山本勝憲君	水 道 課 長	橋川貴月君
産業経済課長 兼農業委員会事務局長	大平弘明君	教 育 次 長	水本淳一君		

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議会事務局長	中村義治君	議会事務局長補佐	松本典子君
議会事務局書記	山藤宏太君		

8. 本日の会議に付した案件

開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

1 議長出席会議報告

(1) 平成29年度 松浦鉄道自治体連絡協議会 総会

- (2) 西九州北部地域市町議会協議会 第5回会議
- (3) 平成29年度 西九州自動車道建設促進協議会 総会
- (4) 長崎県町村議会議長会 平成29年 第2回 臨時総会

2 議員派遣結果

- (1) 西九州自動車道4車線化促進大会
- (2) 平成29年度 西九州自動車道建設促進協議会 総会
- (3) 長崎県町村議会議長会主催 委員長研修会
- (4) 西九州自動車道建設促進協議会 要望活動

日程第4 町長報告

- (1) 報告第6号 平成29年度 佐々町健全化判断比率及び資金不足比率の報告の件
- (2) 平成29年度 松浦鉄道自治体連絡協議会総会の件

日程第5 広域連合議会議員報告

- (1) 長崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会について

日程第6 委員会報告

1 総務厚生委員会報告

- (1) 所管事務調査
 - ①遊休町有地活用について
 - ②まち・ひと・しごと総合戦略について
 - ③し尿・ごみ処理について
 - ④西九州北部地域連携中枢都市圏について

2 産業建設文教委員会報告

- (1) 所管事務調査
 - ①公園について
 - ②まちづくりについて
 - ③学校・幼稚園・社会教育及び整備について
 - ④上下水道事業について
 - ⑤観光・商工について
 - ⑥事業の進捗状況調査について
 - ⑦西九州北部地域連携中枢都市圏について

日程第7 一般質問

- (1) 8番 須藤 敏規 議員
- (2) 2番 浜野 亘 議員
- (3) 9番 川副 善敬 議員
- (4) 3番 永田 勝美 議員

9. 審議の経過

(10時00分 開会)

— 開会 —

議 長（淡田 邦夫 君）

皆さん、おはようございます。ただいまから平成29年9月第3回佐々町議会定例会を開会します。

開会に当たり、町長より挨拶を受けます。町長。

町 長（古庄 剛 君）

皆さん、おはようございます。平成29年度の9月定例会ということで、本日より皆さん方にお願いいたしましたところ、大変お忙しい中に全議員さん出席していただきまして、まことにありがとうございます。9月定例会ということで、17の議案を予定しております。皆さん方に御理解をいただいて、全議案につきまして御認定をいただきますように心からお願いを申し上げます。簡単措辞でございますけど、御挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

— 開議 —

議 長（淡田 邦夫 君）

本日の出席議員は全員出席です。

これよりから本日の会議を開きます。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は会議規則の規定により、9番、川副善敬君、1番、永安文男君を指名します。

— 日程第2 会期の決定 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第2、会期の決定を行います。

9月本定例会の会期については、先にお配りしました日程表のとおり、9月27日から10月2日までの6日間にしたいと思います。

日程の内容について順を追って説明を行います。

日程第3、諸般の報告です。

1番目に議長出席会議報告4件、2番目に議員派遣結果4件の報告を私から行います。

日程第4、町長報告です。2件の報告を町長からお願いします。

日程第5、広域連合議会議員報告です。長崎県後期高齢者医療広域連合定期会について、総務厚生委員長からお願いいたします。

日程第6、委員会報告です。1番目に総務厚生委員会報告、2番目に産業建設文教委員会報告を、それぞれ各委員長からお願いいたします。

日程第7、一般質問です。別紙一般質問通告一覧表のとおり、7名の方が一般質問です。4名の方の一般質問終了後、散会となります。

9月28日、本会議の2日目は、1日目に引き続き一般質問からです。3名の方の一般質問で

す。

続いて議案の上程です。議案第45号から議案第53号までの9件の審議終了後、散会となります。

10月2日、本会議の3日目は2日目に引き続き議案審議です。議案第54号から議案第61号までの8議案です。

次に、諮問です。諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に関する件です。

次に、意見書です。意見書第4号 玄海原子力発電所の再稼働に反対する意見書（案）の提出についてです。意見書第5号 道路整備事業に必要な予算確保に関する意見書（案）の提出についてです。以上の2件の意見書です。

次に、発議です。発議第5号 議員の派遣についての1件です。

次に、閉会中の所管事務調査、その後、閉会となります。

なお、日程につきましては、議事の進行により時間の延長もあろうかと思いますが、あらかじめ御了承いただきたいと思っております。

以上のような手順で進めたいと思っております。

お諮りします。本定例会の会期は、9月27日本日から10月2日までの6日間に決定すること異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、会期は、9月27日から10月2日までの6日間に決定しました。

— 日程第3 諸般の報告 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第3、諸般の報告に入ります。

まず、議長出席会議報告の4件を私のほうから行います。

1番の平成29年度松浦鉄道自治体連絡協議会総会が、平成29年8月9日佐世保市役所で開催されました。

資料の2ページから3ページです。議事として平成28年度の事業報告があり、承認されております。

資料の4ページから5ページ、平成28年度収支決算について報告が行われ、原案のとおり認定されております。

資料の5ページから7ページです。平成29年度事業計画並びに平成29年度収支予算、平成29年度松浦鉄道自治体連絡協議会負担金につきましては、いずれも原案のとおり可決しております。

2番の西九州北部地域市町議会協議会第5回会議が平成29年8月9日佐世保市役所で開催されました。

資料の9ページをお開きください。地域連携による観光交流人口増加を目指すための提言書の提出について各市町から報告を受け、協議を行っております。

資料11ページをお開きください。3番目の平成29年度西九州自動車道建設促進協議会総会が平成29年8月10日、佐々町で開催されました。

議事として、平成28年度の活動経過報告について報告があり、承認されております。

資料の12ページから13ページです。平成28年度決算報告並びに監査報告について報告が行われ、原案のとおり認定されております。

役員の選任については、表記の記載のとおり選任が行われております。

資料の13ページから14ページです。平成29年度活動計画並びに平成29年度歳入歳出予算につきましては、いずれも原案のとおり可決しております。

資料の14ページです。西九州自動車道建設促進に向けて、道路整備予算の確保等に関する決議が行われ、採択可決されております。

次に、資料15ページをお開きください。4番目の長崎県町村議会議長会平成29年第2回臨時総会が平成29年8月16日、長崎県市町村会館で開催されました。

資料の16ページから22ページです。議事として、会務報告があり、承認されております。

資料の23ページです。県議長会の今後の事務局のあり方に関する協議に対し、長崎県町村会の回答について協議を行っております。

資料の24ページから25ページです。平成28年度歳入歳出決算について報告が行われ、原案のとおり認定されております。

資料の26ページです。議長行政調査、平成30年度臨時総会開催地について協議を行っております。

続きまして、議員派遣結果の4件を報告します。

1番目の西九州自動車道4車線化促進大会が平成29年8月1日佐世保市で開催され、議員9名が出席しております。

意見発表並びに4車線化促進のための大会決議が行われ、採択されております。

2番目の平成29年度西九州自動車道建設促進協議会総会が、平成29年8月10日佐々町で開催されました。産業建設文教委員全員が出席しております。

議事で平成28年度活動経過報告、決算報告並びに監査報告について、いずれも承認可決されました。役員の選任が行われております。

平成29年度の活動計画並びに平成29年度歳入歳出予算につきましては、いずれも原案のとおり可決しております。建設促進に向けた決議採択がなされました。

3番の長崎県町村議会議長会主催委員長研修会が平成29年8月24日長崎市で開催され、常任委員会正副委員長、正副議長が出席し、「これからの町村議会改革、どうなる日本の政治経済」について研修を行いました。

4番目に、西九州自動車道建設促進協議会要望活動が平成29年8月30日に実施されました。国土交通省九州地方整備局、長崎県河川国道事務所、佐賀国道事務所及び佐賀県庁にそれぞれ要望書を提出し、意見交換が行われております。

— 日程第4 町長報告 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第4、町長報告を行います。町長。

町 長（古庄 剛 君）

それでは、町長報告をさせていただきます。

平成29年度の佐々町健全化判断比率及び資金不足比率の報告の件でございますけど、これについては報告第6号というのがありますので、御参照いただければと思っております。

報告第6号 平成29年度佐々町健全化判断比率及び資金不足比率の報告の件。地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94条）第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を別紙、監査委員の意見をつけて報告する。平成29年9月27日提出、佐々町長。

中身につきましては、後ほど企画財政課長のほうから説明させますので、よろしく願います。

たします。

次に、2 番目でございますけど、平成29年度の松浦鉄道自治体連絡協議会の総会の件でございます。平成29年度の松浦鉄道自治体連絡協議会の総会について、平成29年8月9日に佐世保市役所において開催されました。出席者は4市2町の執行部とそれから議会の代表者、佐賀県、長崎県の関係者が出席されております。議決案件につきましては、先ほど議長からもお話がありましたように、第1号議案の平成28年度事業報告と第2号議案の平成28年度収支報告が一括提案され、承認されております。

次に、第3号議案の平成29年度事業計画（案）と平成29年度収支予算（案）、それから第5号議案の平成29年度松浦鉄道自治体連絡協議会負担金が一括提案され、承認されております。なお、平成29年度における佐々町の負担額は昨年度と同様の5万円となっております。

次に、松浦鉄道株式会社より報告がありました。報告は、まず平成28年度決算におきまして1,779万3,000円の当期純利益があったとの説明がありました。

それから、平成28年度施設整備事業にかかる自治体の支援額について、次に施設整備事業計画（案）では平成26年度から平成35年度までの計画（案）についてで、このときに各自治体の年度別負担額と負担指数、松浦鉄道関係運営資金の状況についての説明がっております。なお、整備計画が始まった平成25年度末の基金残高が2億7,900万で、平成28年度末の基金は2億6,200万円となっており1,700万円の減となっております。

それから、松浦鉄道整備計画の見直しについての中間報告ということで、平成31年度から平成36年度までの後期の5カ年計画の見直し方法について説明の中で、5カ年で約1億5,800万円の増となる旨の説明があり、その地方負担増の対応についてということで報告がっております。

ただし、この負担増にかかる今後の議論も含めて平成25年12月に開催された臨時総会において、松浦鉄道の存続の必要性、松浦鉄道への支援の範囲や内容についての決議事項があり、その内容として平成26年度から平成30年度までの10カ年の支援を担保するものではないということで、後期5カ年の施設整備にかかる支援の必要性については再検証をすることとしております。

したがって、来年の総会までに今後5カ年の支援のあり方について議論を進めていくということで確認をし、総会を終えております。以上でございます。

詳しい中身につきましては、資料を控室に添付していると思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

企画財政課長。

企画財政課長（今道 晋次 君）

お手元にあります報告第6号を1枚めくっていただきまして、上段の1、健全化判断比率法第3条関係について御説明をさせていただきます。

まず、1つ目ですけれども、実質赤字比率についてでございますが、数値は入っておりませんが、ここはマイナスの6.13%というふうになっております。マイナスとなっておりますのは黒字ということになります。この算出につきましては、標準財政規模に対する歳入歳出の差引額の割合というふうになっております。

次に、その隣の連結実質赤字比率についてでございますけれども、ここも数値が入っておりませんが、マイナスの39.61%となっております。ここでも、同様にマイナスとなっているのは黒字ということになります。この算出につきましては、標準財政規模に対する全ての会計の実質赤字額の割合というふうになっているところでございます。

続きまして、隣の実質公債費比率についてですけれども、これは6.9%でございます。この指標の算出につきましては、標準財政規模から普通交付税に参入された元利償還金などを除いた額に対して、実際に償還された元利償還金等から特定財源等々、普通交付税に参入された元利償還金などを除いた額を差し引いた額の割合というふうになっているところでございます。

次に、将来負担比率についてでございますが、ここの数値は入っておりませんが、マイナスの100.8%というふうになっております。ここで、マイナスと表示されておりますのは、分母が標準財政規模というふうになります。分子には普通交付税に参入される公債費等とその年度末に保有している基金残高というのが足し合された格好になりまして、具体的な数字で申し上げますと、分母が約30億円、分子は将来負担額の91億円から充当可能額の121億円を差し引いて、マイナスの30億円、こういったところで数値が、指標がマイナスの100.8%となっているところでございます。この将来負担比率につきましては、この数値によって一般会計が背負っている借金が標準的な年間収入の何年分であるかというのをあらわすというふうなことになるところでございます。

健全化判断比率についての説明は以上でございます。

議長（淡田 邦夫 君）

水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

2番、資金不足比率について説明をいたします。

資金不足比率法第22条関係については、佐々町公営企業は法非適用企業として公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、法適用企業として水道事業会計がございまして。資金不足比率については、右下に記載してありますように、比率が黒字の場合は負の値、マイナスとなります。資金不足比率は、公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である収入料金の規模と比較して経営状況の悪い度合いを示す指標となります。

資金不足比率の計算は、分子に資金の不足額、赤字額割る、分母に事業の規模、収入の合計となり、今年度の公共下水道事業では、一般会計繰入金2億9,000万円により8.5%の黒字、今はマイナス排水になって、表示で数字が入っておりませんが、黒字となっております。

農業集落排水事業特別会計では、一般会計繰入金2,100万円により132.2%の黒字となっております。

水道事業会計では、資金期末残高が10億3,592万円により302.1%の黒字となり、それぞれ会計での資金不足がないため、マイナス表示となっております。

以上、説明を終わらせていただきます。

議長（淡田 邦夫 君）

これから、町長報告に対する質疑を行います。8番。

8番（須藤 敏規 君）

町長報告で松浦鉄道自治体連絡協議会の総会、資料は議長さんのほうであったあの資料と同じなんでしょうか。

そしたら、ちょっとお尋ねします。28年の決算を見ますと、各町の負担金が56万ほどあります。その中で、残額がまたそれと同額を出ております。こういうとは議題に上がらなかったんですか。1年分がそのまま予備費か何かで残っていく形で議論にならなかったのかをお尋ねいたします。

それからあと、来年までにその地域交通体系について結論を次の総会で出すようなお話があ

ったんですけども、うちとしてどのように考えるかというのは、内部で協議はなさっていくのか。あと 1 年しかないものですからですね。必要なかどうかです。どのようにお考えなのか。今から 1 年間で結論出されて、総会の中で存続するかどうかを検討なされると思うんですけども、今の時点で結構ですので、どのようにお考えかお聞きしておきたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

企画財政課長。

企画財政課長（今道 晋次 君）

今の御質問ですけれども、各自治体からの負担金がございます。今、御質問がありましたように、今回の 28 年度の決算で結果として繰越金が多くございます。その繰越金が多かったことについての議論は今回の総会ではなされなかったところでございます。

また、もう一点、この事業が 26 年度から 35 年度までの 10 年間の整備計画というふうになっておまして、先ほど町長報告でもありましたように、平成 25 年の 12 月において、その臨時総会の中で決議がなされております。その決議につきましては、先ほどの町長報告のとおりでございますけれども、今後の 31 年度からの 5 年間分の事業を進めていくにあたって、平成 30 年の総会までに今後の方向性をしっかりと見極めるということになっておりますので、先ほど御質問があった内部協議につきましては、松浦鉄道自治体連絡協議会の中の幹事会の中で協議が進んでいきますので、その事前に内部協議を進めていくことになろうかというふうに考えております。

議 長（淡田 邦夫 君）

8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

そしたら、この間の総会の折には今後の施設整備に関する資料などの配付はなかったんですか。各自治体の負担金が増えてくるというのがありましたので、そこら辺をちょっと知りたいものですから。ということはもう、そして先ほど言った残額ですね、残額については各補助団体とかにですね、どの程度余ったのが妥当なのか、一般住民とか各種団体に補助をしているわけですけど、せめて 3 分の 1 ぐらいの残額なら認めるような形になるのか。我々が使うお金には、そこはチェックしないというのはいかがなものかと思うものですから。

今後、町政が行っている執行についても各団体の補助は 2 分の 1、全額 1 年分残っても可能ということにお考えなのか。財政課長がいいですね。

議 長（淡田 邦夫 君）

企画財政課長。

企画財政課長（今道 晋次 君）

まず、1 点目の指摘の松浦鉄道自治体連絡協議会の中の協議会の中での繰越金の話ですけれども、これにつきましては今後の幹事会の中で、各自治体とも協議をさせていただければというふうに思います。

それから、今後の事業計画も含めた全体計画の分は総会の資料の中に入っておりますので、そちらでお目通しいただければと思いますけれども、先ほど町長が言われた松浦鉄道の整備計画の見直しということで、松浦鉄道からは今後の事業費が 1 億 5,800 万ほど増えるんだという話は提案がっておりますけれども、それについても基本的に保留ということになっておりま

すので、全体事業費についての提案はあっておりますけれども、これからの幹事会等含めて来年の総会へ向けての議論になってこようかというふうに考えております。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかにございませんでしょうか。9 番。

9 番（川副 善敬 君）

今、自治体の連絡協議会の件やったですけれども、このMRの経営状況というのは別室に置いてあるんですけれども、我々にはなかなかわからない。そこらでこの経営内容を見ていますと、自治体の今言われた施設運営費、施設補助金によって黒字を確保しておると、これ分母を決算出しておると思いますけどね。この新聞を見ていますと、売上高は運賃を10%4月から上げて、運賃が上がった結果、運賃は上がったけれども乗客数は9%の減の282万2,000人に落ち込んだとありますね。

そうすると、本来は施設整備補助金でこの松浦鉄道の施設、例えば、昔は車両。今度の新聞を見てみますと、名切のほうの無人踏切を、それが主に今度は事業計画になってくると思いますが、何種踏切というのですかね、それを危険区域をなくすということですが、そういう意味においてこの自治体、うちがいくら出しているのかな。うちの拠出金、それから沿線自治体の拠出金、全部で今言ったようにその拠出金がなければ黒字にならないと。あくまでもその施設の整備ということですが、その施設は主にどういふとを施設整備でやっているのか。過去も今からも。その次は、今言った踏切の安全化ということがなされておるといふことですが、その自治体が拠出している整備の施設金の主な施設整備は、それをお尋ねいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

企画財政課長。

企画財政課長（今道 晋次 君）

まず、今回26年度からのいわゆる10カ年計画というふうな形で、整備計画がなされております。その整備計画の中で、佐々町が負担すべき金額ということで今、総会の資料にもありますけれども、書いてありますのが5,900万ほどということになります。

その具体的なといいますか、どういったものが整備費用として上がっているかというところですが、車両全般の点検、検査、そういったものも一つございます。枕木の交換というのもございます。先ほど議員おっしゃった踏切、遮断機の更新というのもございます。橋梁整備、またトンネルの整備、調査というものが主な大きな金額として入ってきているところでございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

9 番。

9 番（川副 善敬 君）

我々自治体10市2町の施設整備金の拠出で、黒字に転換しておるんですけれども、実際的にこの乗客数が3%落ちておるといふことで、乗客数が今後の見込みとして、その乗客数の見込みと整備資金の拠出と関連しながらやっているのか、どうか。というのが、昔この松浦鉄道が乗客数のある程度の最低限までいったら自治体の役割は終わりなんですということ、かつての町長から聞いております。そうすると、この3%ずつ落ち込んでいくと、その整備資金を出

しても10年後にこの少子化において、人口減においてどこまで落ちるのかということと平行しながら自治体は拠出金を出しているのかどうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

企画財政課長。

企画財政課長（今道 晋次 君）

今言われたところでの細かい計算があるかどうかわかりませんが、さかのぼってといいますか、松浦鉄道が第三セクターになった当初の利用者数、輸送人員数が昭和63年ですけれども、289万7,000人でございます。約290万でございます。

ピーク時が平成8年度、ピーク時の平成8年度が442万5,000人、440万ほどの輸送人員があったと。平成20年ぐらいから少々横ばいではございますけれども、最新の数字、いわゆる平成28年の決算におきましては、282万2,000人ということで、三セクになった昭和63年を現時点では下回ってしまっているというふうな状況でございます。今、議員さんおっしゃるように、今後の人口減少社会っていう中でのこの松浦鉄道が抱える沿線自治体の課題を考えたときには、そういったところも加味して今後の事業計画に対するコミットが必要になるんだろうというふうに考えておりますので、今後の幹事会の中では今議員がおっしゃるような議論になってよいかというふうに思っております。

議 長（淡田 邦夫 君）

9 番。

9 番（川副 善敬 君）

乗客数が減るということで、極端に言えば3%ずつ減れば10年間で3割減ると。今の第三セクターになったときは440万だけど、今は282万か、になっているということで、黙っていたらずっと人口が減ってくるから、沿線自治体の人口も減るんで、これは減るわけですね。

そうすると、行政がかつて相当議論しましたけれども、佐々町としてやはり定期券の補助とか、それからいろんな高齢者の利用、そういうものを考えながら乗客数もやっぱ増やしていかなばいかんわけですね。とにかく、第一は学生の通学、それから一般人の通勤と。そういう意味において、何らかのやはり沿線自治体がそういう、かつて会議に出たときにそういう提案があって、何かいろいろイベントもあったし、やったこともあります。そういう意味において、自治体が今何をやっているのか、町として補助なり何なりMRの。それをお尋ねします。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長、いいですか。町長。

町 長（古庄 剛 君）

実際的に補助はやっていないと私は思っています。この前のイベントで松浦鉄道を利用して物産の販売を佐々駅から佐世保までということで行っております。

実際的に佐々町の利用者というのが、平成19年度に比べてあまり減っていないわけですね。佐々町までの利用者は多いということと、それからやはりこれを今後どういう補助をしていくのかというのは、なかなか厳しい。これも、松浦鉄道だけじゃなくて、西肥バスの問題も、バスも絡んでくるわけですね。今、佐々町は高齢者の方にタクシーの利用券を今配布しているわけです。そういうことをいろいろ考えれば、この松浦鉄道だけに補助をするというのは、なかなか厳しいと思います。ただ、この松浦鉄道というのは、やはり住民の足として皆さん方たく

さんの方が今でも利用されているということでございます。

今後も、先ほど財政課長が申しましたように人口減少ということで必ず減るわけでございますので、そうした利用者数の実態と踏まえて、やはり松浦鉄道というのは全体的に、やはり今 2 市 4 町ですか。（「4 市 2 町。」の声あり）4 市 2 町ですか、その中でやはり話し合いをしてやっていかなければならないんじゃないかと思っていますので、よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
9 番。

9 番（川副 善敬 君）
すみません。さっき私は 10 市 2 町といたしました。間違えておりました。

議 長（淡田 邦夫 君）
川副議員、4 問目です。

9 番（川副 善敬 君）
ああ、そうね。例えば佐世保の高齢者などの方のタクシーというのは町内ということでしょうけど、大きな病院に行かれる方もおるし、また日ごろの通学生、そういうものもやはり考慮しながら、今佐世保市もよその自治体もいろいろ施策を打っていますけれども、そういうのを考えながらやっていってもらいたいと思います。そうせんとこのまましておるとね、この松浦鉄道が廃止になると地域の活力がなくなると思いますので、そういうことを検討しながら、よその自治体、今ある沿線自治体じゃなくして、長野県とかよそはやっていますので、一応沿線自治体としての取り組めるものは一つ取り組むように研究をしていってもらいたいということで、終わります。

議 長（淡田 邦夫 君）
答弁はいいですね。

9 番（川副 善敬 君）
いいです。

議 長（淡田 邦夫 君）
ほかにございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

ほかに質疑もないようですので、町長報告を終わります。

— 日程第 5 広域連合議会議員報告 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第 5、広域連合議会議員報告に入ります。長崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会について、総務厚生委員長から報告をお願いいたします。

（総務厚生委員長 阿部 豊君 登壇）

総務厚生委員長（阿部 豊 君）

長崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会に 8 月 16 日出席いたしましたので、報告をいたしたいと思っております。

場所においては、長崎縣市町村会館で長崎市において開催されました。出席者は 13 市 8 町からの選出議員 27 名、今回新たな選出議員が 12 名上がったということで読み上げ紹介がございました。

続いて副議長の選挙が行われ、議長指名推薦による同意を得、時津町選出、山上広信さんが選出されました。副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることの提案があり、同意議案として西海市長、杉澤泰彦さんが同意を得、副議長に就任されました。

諸般の報告を受け、その後議案の上程ということで、平成 29 年度長崎県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第 1 号）が原案可決しております。

続きまして、平成 28 年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の上程があり、ともに認定をしております。

議会運営委員の選任についてということで、3 名が欠員が生じたということで、新規で選出されております。今回、初めて私が選任を受けまして出席させていただきました。経過等の報告事項の中で気になる点が 2 点ございましたので、報告をさせていただきます。

まず 1 点目、保険料軽減判定におけるシステム誤りということで、報道等にも出ておりましたけれども、平成 28 年 12 月 27 日厚生労働省から広域連合の標準システム誤りを発表されて、内容につきましては制度発足以来、一部の被保険者について保険料の均等割部分の軽減判定が誤っているということでございます。県内の 5 月までの対応としまして 457 件、1,001 万 5,900 円の賦課更正を行ったと。

内訳としましては、追徴が 142 件、288 万 8,800 円、還付においては 315 件、712 万 7,100 円でございます。標準システムのプログラム改修が平成 31 年 4 月までかかるという予定でございます。その間は広域連合と市町で連携をし、遺漏なきよう事務を進めるということでございます。ちなみに、佐々町ではこの該当はありませんでした。

続きまして、2 点目、平成 29 年度の保険料賦課についてということで、広域連合で 6 月に賦課決定を行い、各市町では 7 月中旬に保険料決定額通知書と納付書を送付されておると。保険料賦課は前年度と均等割額 4 万 6,800 円と所得割額 8.8% は同額ですが、均等割軽減判定に用いる額が物価上昇の影響により、軽減対象から外れる被保険者が出ないよう変更改定をなされたということでございます。

また、軽減判定の見直しにより、低所得者においては所得割が 5 割軽減から 2 割軽減となり、被用者保険の被用者、もと被扶養者については均等割がこれまでの 9 割軽減から 7 割軽減に縮小されたということでございます。

詳しくは議員控室にあります出張復命書を御一読お願いいたします。以上でございます。

（総務厚生委員長 阿部 豊君 降壇）

議 長（淡田 邦夫 君）

以上で、広域連合議会議員の報告を終わります。

— 日程第 6 委員会報告 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第 6、委員会報告に入ります。総務厚生委員会報告を委員長からお願いいたします。

5 番。

（総務厚生委員長 阿部 豊君 登壇）

総務厚生委員長（阿部 豊 君）

それでは、総務厚生委員会で閉会中の所管事務調査を平成29年8月22日、9月4日の2日間、開会は10時から、出席者は5名、全員出席で行っております。なお、委員外傍聴の申し出が浜野議員からありましたので、両日とも許可をし、執行部、担当所管からの説明を受けながら調査研究を実施しましたので御報告いたします。

まず、8月22日、所管事務調査2件、1点目、遊休町有地活用について、まちなか町有地の利用計画等について、今道企画財政課長から平成29年7月20日開催の全員協議会で、総務課から町有地処分について説明した経緯があるが、今般内部協議を行い、まちなか町有地の活用ということもあり、一時的に企画財政課で事務処理を行うこととなった。

また、取り扱い区分を3区分に分け、説明を受けました。区分としましては、1、国鉄寮跡地について、ここは大きくわけて2筆ありますけれども、1,010平米と3,600平米、合わせて約4,700平米の土地の件でございます。2区分目、まちなか町有地の活用についてということで、旧診療所、旧第一保育所、旧里町内会集会所、町立診療所のポイントでございます。3区分目、その他、町有地の利活用についてということで説明を受けております。詳細説明は、上村企画財政課係長から受けております。

1区分目、国鉄寮跡地について経過説明を受けております。町内誘致企業から職員宿舍建設のため土地取得要望があり、内容については30所帯の単身及び世帯向けということでございます。この要望を受け、庁舎内の各課で町有地利活用計画の意向調査を実施し、この調査において当該用地の利活用計画がないことを確認したと。

続いて、平成29年7月20日開催の議会全員協議会において、約1,010平米の土地で検討している旨の報告を受けております。この際、世帯数等の説明はございませんでした。それを経て、約1,010平米では30所帯の居住、建ぺい率との関係があり、駐車スペース確保が難しいので、約3,600平米の土地のうち、約2,400平米で検討しているというような経過でございました。

方針。町の方針としましては、約1,010平米の土地は分合筆測量を実施、駐車場区画線整備工事を予定しておると。3,600平米のうち、約2,400平米を一部売却したいと。結果、申請を受諾する方向である旨の方針であると。詳細については、契約の方法は随意契約、払い下げ価格については不動産鑑定による鑑定評価及び測量、造成に要する費用から総合的に判断し算出を予定しておるという方針でございます。

スケジュールです。各種必要業務費の9月補正を行いたいと。売買契約及び売り払い収入は、平成29年度内に完結をしたいというようなスケジュールです。また、土地造成工事は、当該誘致企業と調整を予定しておると。

2区分目、まちなか町有地の利活用計画について。旧診療所、旧第一保育所、旧里町内会集会所、町立幼稚園でございます。方針として、用途済みの施設については解体工事まで実施の方針であると。解体後の土地利活用は執行で具体的に検討をし、議会と協議をしたいという方針でございました。

スケジュールです。平成29年度解体設計業務を委託し、平成30年度解体工事を実施したいというスケジュールでございます。

3区分目、その他の町有地利用について。9区分ほどあります。サンビレッジ北及び南、でんでんパーク横、ライスセンター、里町内会集会所横、千本集会所横、旧塵芥処理場跡地、春の山団地跡地、東町花壇公園跡地、海真申、佐々港付近でございます。

方針です。サンビレッジさぎ周辺は、町長公約にあるように業務を進めていきたい。その他

については議会と協議し、意見をいただきながら進めたい。ということは、具体的計画はないということでございました。

この案件の主な委員の意見。意見、回答の順に申し上げます。

意見、未利用地の売却可能財産は、公会計に掲載してあると。財務規則では所管課担当だと。管理は方向づけだけ企画財政ですかと、そのほかは原課なのかと。回答、町長公約のまちなか町有地活用事業を一時的に企画財政課で行うと。売却であればその後の管理は発生しない。そこまでの作業を企画財政課が行うイメージであると。

意見、全ての課が例えば給食センター、公営住宅等、国鉄寮跡地は利用しない結果になっているのか。回答、課長会において内部調整した結果、土地利用計画がないことを確認したと。

意見、町中心部、行政財産利用としての確保ではなかったのかと。解体予定の旧診療所跡地が適地ではないか、価格の決定に疑義があると。回答、現在は公共施設等総合管理計画、将来的な財政負担を考慮し、いかに統廃合するかの議論となっております。不動産鑑定評価の中で進めていく判断であると。

意見、これは多かった意見でございます。随意契約の可否について。通常売買については入札公募、民間の会社に随意契約できる法的根拠、町民の理解を得られるのか。入札が適当ではないかという意見がございました。回答です。誘致企業に対する取り扱いとして、地方自治法施行令に基づき可能であると。30戸の社員寮計画、域外からの新規採用を計画されておると。このことが、まち・ひと・しごと創生総合戦略、移住定住増につながり随意契約が適当と判断しております。

結果です。今回の調査の中で課題が懸念される事項もあり、この案件については継続調査といたしております。

所管事務調査 2 件目、まち・ひと・しごと総合戦略について、地方創生交付金事業評価について今道企画財政課長から、総合戦略策定後、地方創生交付金事業に取り組んでおる。また、あわせて総合戦略交付金を伴わない単独事業も進めている。今般、国の指導により、議会の評価検証を受けるよう指摘があり、タイミング的に決算の時期であるので、どのような形で行うべきか資料を提示し御協議を願うという説明を受け、取り扱いについて協議をいたしました。

地方創生交付金事業の所管は、総務厚生委員会となるが、細部の事業は産業建設文教委員会とまたがっている。また、総合戦略事業検証は求められないが、総務厚生委員会として調査研究を行っていくのか委員各位の意見を問いました。

結果、多数の委員が決算委員会で全てを願うということで決定をしております。

所管事務調査 2 件を終え、その他の報告 4 件の報告を受けております。

1 件目、佐々町幼保連携型認定こども園施設事業補助金交付要綱について、住民福祉課から中央保育所民営化に伴う補助金交付要綱策定について報告を受けております。

2 件目、地域子育て支援拠点事業ぷくぷくクラブ移転について。住民福祉課から、現在第一保育所で事業を実施している地域子育て支援拠点事業ぷくぷくクラブを福祉センター 1 階へ移動したと。9 月 5 日開設という報告を受けております。

3 件目、国保制度について。保険環境課から平成30年 4 月からなる国保都道府県化概要について報告を受けております。

その他です。企画財政課から 7 月補正計上をいたしました 1,300 万円、先導的官民連携支援事業国交省 100% 補助事業の選考が漏れた報告を受けております。しかし、新たに地域プラットフォーム形成支援事業で、国として佐々町を支援する形となった旨の報告を受けております。

続きまして、9 月 4 日です。所管事務調査 4 件の調査を行いました。

1 件目、し尿・ごみ処理について。し尿処理の民間委託延長について、冒頭町長からし尿処理の民間委託については、最大 3 年間の期限ということで議会の承認を受けていたが、この間佐佐保市の中核市、連携中枢都市圏構想等もあり、結果的に結論を見いだせず期間が迫ってお

り、住民の皆さんをはじめ議会へ御迷惑をかけていることに対し、おわびがありました。また、前体制での 2 月全員協議会で期間延長の発言、いわゆる所管委員会への説明なしで全協での発言を行った旨の件について陳謝もございました。

内容についてでございます。資料について、川崎保険環境課長から説明を受けております。1 点目、検討の経過、2 点目、処理委託の実績及び計画、3 点目、現況、4 点目、委託の延長についてということで説明を受けました。

主な委員の意見、回答の順に申し上げます。意見、資料が理解できない。15 年分、4 億とか 5 億の金額となっております。割り戻すと 3,000 万円ほどとなるが、実際には 6,000 万円ほど要しているのではないかと。回答、施設取得・処理量を含めた試算であると。下水道加入で処理量を減量することで試算した。委託、施設建設のどちらが有益かの検討資料であるという回答でございました。

意見、比較検討が 10 年、15 年、当初議会が説明を受けたのは 3 年間の委託、さまざまな金額が示されたが、基礎数値の根拠を理解できない。また、説明もあっていない。鹿町のし尿処理組合負担金の倍以上と実態はなっている。今後、金額の高騰も推察される。延長するかは別の機会に資料の数字を確認したいという意見がございました。回答です。数字の根拠として町の人口推計等であるが、次の議会までに内容等を再度精査し説明したいという回答でございました。

意見です。し尿処理人口を下水道処理人口へいかに促すかが大きな課題であると。連携中核都市圏協議に含まれたと伺ったが、ハードが主ではなくソフト事業と聞いていると。可能性、手ごかりはあるのかという意見がございました。回答です。連携中核協議ができるので執行として努力をしたいという回答でございました。

結果です。今回のこの案件の結果として、資料の数字と金額含め、課題も判明したと。この案件については、継続調査としております。

所管事務調査 2 件目、遊休町有地活用について、前回からの継続調査案件として今道企画財政課長から、指摘された内容について内部協議したということで回答を受けております。

1 ポイント目、旧診療所周辺地への見直しについて。誘致企業、相手方が人員不足もあり、早い対応を望まれている。旧診療所活用を検討されたが、断念されたということでございました。

2 点目、随意契約について。契約の目的は社員寮の建設であると。契約内容は 30 名以上の新規雇用、本件の実現には競争原理に基づかず特定の相手方に決定することが町の利益、いわゆるまち・ひと・しごと創生総合戦略の取り組みにある人口減少対策につながると判断されるということでございました。

町長からは、この企業は天然調味料の製造量は世界一を誇るグローバル企業であり、海外へ展開する上で、佐々町のカブトガニの産卵場等の情報発信も行うということで、佐々町と双方に飛躍できるのではないかと考えていると。町税収入等を含め、今後とも重要なパートナーであると認識していると。まちなか活性化のためにもよい機会と考えていると説明がございました。

委員の主な意見、回答の順に申し上げます。

意見、行政用地として購入したものを売却することはサンビレッジの案件と矛盾しないか。回答です。土地利用計画がなくなったと。

意見、企業貢献は理解する。他企業との公平性をどう考えるか。回答です。他企業からの申し出は今までなかった。あれば申請を促している。今回、政策合致した案件であり、進めたいという回答です。

意見、今回は企業、例えば個人がアパート等を建設する場合の対応はと。回答、個人だから駄目だという判断はしない。しかし、中身を検討し町の利益に合致するのかの判断は必要とい

う回答でございました。

意見、議決が必要な700万円以上、もしくは5,000平米以上の点、5,000平米に至らなくても700万円は超過すると考える。議決案件ではないか。回答、両方の要件を満たす場合が議決案件であるという回答です。

意見、売却益の活用方法は。回答、現時点では未定であると。

この案件については、委員各位深く内容について理解されたと認識しております。契約は議決案件でない状況で、予算のみの計上となります。予算審議での随意契約指摘も難しいと判断、しかしながら、各委員が指摘した点を、執行としてもよく理解をし、随意契約を進めるのであれば、遺漏なきをお願いし、調査研究は終了しております。

所管事務調査3件目、西九州北部地域連携中枢都市圏協議について、迎総務理事から資料により連携中枢都市圏形成にかかる調整事業の協議継続の可否について説明を受けております。

54項目があり、取り下げ項目2項目、協議を未継続とする項目が8項目ということで、現時点での継続協議は44項目ということで説明を受けております。

今後のスケジュールです。10月中旬開催予定の連携中枢都市圏幹事会で協議を行い、11月第2回協議会、この協議会は構成市町の首長が出席し、ここで正式協議継続かの決定が行われると。平成30年12月議会に連携協約についての議案を上程予定しておるといってございまして。

結果、今回資料を委員各位に配付させていただき、御一読を求め、業務については増えてくる可能性もあることを確認し、継続調査としております。

続きまして、その他報告3件を受けております。

1件目、著作物イラストレーター使用にかかる使用許諾契約について、住民福祉課からインターネットで検索したイラストデータについて許諾なしにて広報さざで利用した。平成29年4月に判明しております。町村会顧問弁護士、町村会法規室にも相談し、速やかな対応が必要であったため、予備費にて予算対応している旨の報告を受けております。

2点目、定員管理計画について、総務課から平成30年度から平成34年度までの5カ年計画で、8人増の計画を策定した。また、この計画は平成32年4月施行の地方公務員法一部改正の内容を加味しない計画となっている旨の説明を受けております。

3件目、公務員制度改革について、総務課から平成29年5月法改正、平成29年5月17日、平成32年4月1日施行の地方公務員法及び地方自治法の一部改正する法律についての報告を受けました。

概要は、臨時・非常勤職員の任用根拠の明確化、適正化や会計年度任用職員という雇用形態を導入する旨の考えが盛り込まれているということでございます。詳しくはお手元に配付しております総務厚生委員会報告を御一読お願いしたいと思います。

以上でございます。

（総務厚生委員長 阿部 豊君 降壇）

議長（淡田 邦夫 君）

以上で、総務厚生委員会の報告を終わります。

次に、産業建設文教委員会報告を委員長からお願いいたします。6番。

（産業建設文教委員長 橋本 義雄君 登壇）

産業建設文教委員長（橋本 義雄 君）

それでは、産業建設文教委員会の所管事務調査の報告をいたします。

産業建設文教委員会所管事務調査を、平成29年8月29日と9月5日に調査研究を行いました。

ので、報告をいたします。

まずはじめに、8月29日の所管事務調査の調査研究について御報告いたします。

はじめに、公園についての、公園施設長寿命化について、建設課長、建設課主査より説明を受けた。内容として、佐々町都市計画について、整備後30年以上超過し、利用禁止遊具等が顕在化した状況において、財政負担をできるだけ少なく平準化し、安全で快適な施設利用ができるようにするというを目的とした施策を行ったことの説明を受けた。皿山の木製遊具とローラー滑り台の撤去、窯体験施設内のコンビネーション遊具の撤去、千本公園の遊具の改修工事の設計業務委託を平成29年度に行う予定とのこと。

委員より、町民にとって使い勝手のよい、利用しやすい公園にしていく計画はないのか。回答として、計画は今のところ考えていませんが、今後、公園のつくり方ということは当然検討すべきと考えているということです。

委員より、平成29年度予算の金額と予算関係がどんな取り扱いか。公園管理計画の個別計画を公共施設管理計画の個別計画との連動性をどう考えているのか。回答として、7月の補正で4,000万、設計委託料300万の計上をしている。公共施設管理計画との財政上の整合性ということですが、12月までには全体の費用をお示しできるかと思うということで、この提案につきましては当委員会としては継続調査といたしました。

次に、まちづくりについて、空き家実態調査結果の概要について、まちなか町有地の利用計画についてであります。まず空き家実態調査結果の概要についてということで、建設課長、課長補佐より説明を受けました。業務概要として資料収集、整理、事務調査として町内会空き家調査の情報を利用し、空き家等候補として1,747件の対象家屋抽出を行った。32町内会中の29町内会のアンケート調査の協力を依頼し、空き家情報の提供を受け、現地調査をし、1,747棟との説明を受けた。

委員より、固定資産税の軽減措置、住居が建っていれば6分の1軽減と3分の1軽減があり、そういう問題で解体しない人がいるのではないのか。その税の特別措置ができたのではないのか。回答として、200平米まで6分の1、200平米以上を超えると3分の1の軽減が適用される方になっています。家が建っていても、それが対象としてならないという体制だったと思います。

委員より、協議会中の協議された佐々町独自の要綱、条例など検討されているのか。回答として、会議中の中でお話することになるかと思いますが、現時点では具体的に要綱、条例等の策定までは至っておりませんということで、次にまちなか町有地の利用計画について、建設課長より説明、内容として町有地の処分については企画財政課のほうに取り扱うということで、総務厚生委員会のほうで御報告されているということです。小浦工業団地製造業の方に一部を売却したいとの御説明がっております。具体的案、行動計画等々がまだ決まっていないので、その計画が進みだしたときには町道区域の変更、路線の変更、認定の変更等が出てくるということで説明をさせていただいたとの説明。

委員より質問がありましたが、総務厚生委員会の計画が進んでから説明を受けるということで委員会としては継続調査といたしました。

次に、学校・幼稚園・社会教育及び整備について、佐々幼稚園の解体について、教育次長補佐より説明を受けました。佐々幼稚園解体工事の実施設業務委託を9月の補正予算で計上したいとの考えを説明。

委員より、園庭付近の桜については利活用が決まっていないということなどであるが、残すことはできないのか。回答として、解体工事は来年以降になります。利用、目的、計画が立っていない段階で、全部伐採するというはせずに、どうしても伐採しなければならない部分から伐採をするということになると。

委員より、相当古い建物だと思うが、解体に当たってアスベストの調査はどうなっているのか。回答として、県の調査でアスベストは使われていないとのことであるが、設計の段階でわ

かと思うので、アスベストが含まれていることがあれば、その折、報告させていただきますということです。

次に、上水道事業について 5 件。

まず、河川公園深井戸の導入管について、水道課長、水道課係長より説明。河川公園深井戸から上水道に日量 936 トンの水を送ることを目的とした工事についての説明を受けた。

次に、中央配水池進入路について、水道課長、係長より説明。中央配水池の今後の維持、管理及び緊急時に配水に利用したいということで進入路の計画を考えているとの説明を受けた。

委員より、東光寺山城という佐々町の指定文化財になっているので、県の教育委員会のほうに確認を取って図面を引いたらどうか。回答として、調査を含め一緒に案をつくっていききたいと思います。

次に、私道等における配水管整備取扱要綱（案）及び佐々町水道施設寄付採納要綱（案）について、水道課長、係長より説明。内容としては、私道等における配水管整備取扱要綱は有水率の向上、水圧不測の解消及び利用者の負担公平化を図るため、佐々町水道給水区域について住民からの要望に基づき、個人に布設した既設の共同管及び複数の既設の給水管にかえて、町の配水管の整備を行う場合の取り扱いに関して必要とする事項、佐々町水道施設寄付採納要綱は佐々町水道事業の給水区域内において、個人により設置された水道施設の寄付を採納する場合、その施設の条件及び手続について必要な事項を定めるとの説明を受けた。

委員により質問が多く出ましたが、資料などに多くの訂正があり、調整後再度調査を行うことに決定。

次に、佐々町公共下水道事業特別会計の公営企業会計への移行について、水道課長、係長より説明。総務省より公営企業会計への移行を求められているところで、3 万人以上は義務として移行しなければならないが、3 万以下のところにおいても企業会計への移行を求められており、平成 28 年より法的化に向けて検討しているとの説明を受けた。

委員より、町民にとってどうメリットがあるのか。回答として、資産の台帳整備をすることができ、経営管理を行うことで、改築、更新費用等を今適正な下水道使用料で賄っているのかという算定ができるということです。

次に、農業集落排水施設の下水道施設について、水道課長、係長より説明。現在のある志方、角山地区の農業排水施設があり、公共下水道に接続する予定の説明を受けた。

委員より、下水道の処理能力は現状のままで使えるのか。回答として、下水道の処理能力ですが、量的には全く問題なく受け入れが可能である。

次に、観光・商工について、起業・創業支援等について、産業経済課長、課長補佐より説明。町内で新たな事業を開始、または実施するために必要となる資金の円滑化を図ることにより、佐々町における創業を活性化し、町内産業の健全な発展に資することを目的とするとの説明を受けて、委員よりこれまでこういった資金制度は町として持たなかったのか。回答として、制度につきましては今回初めてということで、今までになかったということです。

委員より、この条例制定についての協議はどこまで進んでいるのかと。回答として、貸付の要綱等を先に整備をさせていただきながら、必要に応じて条件等の整備を検討していきたいと思っています。

次に、事業進捗状況については、一括で建設課長のほうから説明を受けた。

その他報告としまして、災害復旧工事について、大新田排水機場について、学校運営協議会の導入について、羽ばたけ若者人材育成奨学金制度の創設について、佐世保市中学校音楽発表会の参加について、佐々町幼保連携型認定こども園施設整備事業補助金交付要綱について、全国学力テストの結果についての 7 件の報告を受けました。

続きまして、9 月 5 日の調査研究の概要について御報告いたします。

2 件の案件について所管事務調査を行いました。西九州北部地域連携中枢都市圏について、

協議続行等についてということで、総務理事より説明。

5月17日、佐世保市で第1回西九州北部地域連携中枢都市圏協議会が開催され、佐世保市と連携する13の市町が事務の共同処理による効率化、効果的な行政サービスの提供、財政的負担を軽減することを目的に連携協約を締結するために、枠組みの参画について決定する必要があるために検討を進めてきたところです。

本年10月までに連携中枢都市圏協議会の枠組みへの参画について決定する必要があるため、対象となる業務に関する協議の可否についての説明を受けた。

委員より、スポーツ施設の相互利用の件で、町民の町内施設の利用料が上がることはないのか。回答として、自治体で設定されている使用料は、そのまま据え置きということになると思う。料金の高い低いはまだ比較していないが、佐世保市が昨年度以降、指定管理者に移行した等もあって、高めに設定されたという話を聞いていますということです。

委員より、この賛否を決定する段階で、佐々町の協議の内容はどうなっていたのか。回答として、この決定につきましては、それぞれ各課から個別業務の協議について佐世保市、構成市町と会議を開催し、そこで意見交換協議を行って、その結果が報告で上がってきて、決裁を受けたものを委員会報告しましたということです。

委員より、し尿処理についてはどうなったのか。回答として、し尿については担当課のほうから7月の議会後、複数回にわたって佐世保市と案件として上げるよう協議をしている。今後、続行したい。

委員より、連携する側も交付税措置はあるのか。回答として、佐世保市については最大2億円交付税措置があるとのこと。連携の相手となる各自治体については、特別交付措置で最大1,500万と話を伺っているとのことです。

次に、所管事務調査の上下水道についての私道等における配水管整備取扱要綱（案）及び佐々町水道施設寄付採納要綱（案）について水道課長より、8月29日に提出した資料の訂正の確認をお願いするとのこと。この案件については、説明を受け、委員会としては確認をしました。

その他報告事項、災害復旧工事について報告を受けました。

お手元に、配付しております産業建設文教委員会の報告を御一読お願いをいたしまして、産業建設文教委員会の所管事務調査の報告を終わります。

（産業建設文教委員長 橋本 義雄君 降壇）

議 長（淡田 邦夫 君）

以上で、産業建設文教委員会の報告を終わります。

日程7、一般質問でございますけれども、暫時休憩いたします。25分から再開したいと思います。

（11時15分 休憩）

（11時27分 再開）

— 日程第7 一般質問（須藤敏規議員） —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7、一般質問を行います。

お手元の一般質問通告書の順に発言を許可します。一問一答方式により、8番、須藤敏規議

員の質問を許可します。

8 番（須藤 敏規 君）

8 番、須藤敏規でございます。本年度も半年がたとうとしておりますけども、質問通告書に基づきまして、大きな意味で公有財産ということで5点ほど絞ってお尋ねをしていきたいと思っております。

まずはじめに、平成29年の3月議会で上程されました平成29年度の一般会計予算の中で、公有財産購入費の口石小学校用地の購入費がございました。これが土地収用法の第3条第1項第21号に該当するということがございましたけども、担当課には資料いただきまして本当にありがとうございました。資料をもとに回答お願いしたいと思います。

それと、現在のその土地の管理状況についてお伺いを教育長さんからいただくか、次長さん。はいどうぞ、どちらでも。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

資料のほうの請求がございましたので、皆様方にお配りされておるかと思いますが、平成29年3月9日付長産第39号長崎税務署長から町長宛の文書をコピーをつけさせていただいております。

お尋ねの土地収用法第3条第1項第21号が該当したのかということでの資料でございます。

この資料の確認ってということで、資料の中で譲渡所得の課税の特例の適用に関する確認についてという確認書が届いたものでございます。

下のほうの4番目に書いてありますように、事業施行の基礎となった根拠法令（私語あり）（「資料それ出とらん。」の声あり）あ、そうですか。すいません。

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩します。

（11時29分 休憩）

（11時32分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

すいませんでした。資料が配ってあるものと勘違いいたしておりましたので、申しわけございませんでした。

この先ほど説明いたしました平成29年3月9日付の長産第39号という通知、これ長崎税務署長からの通知でございます。この根拠法令となるのは、4番目の土地収用法第3条第21号ということで、議員御指摘のところになります。

この口石小学校土地購入につきましては、ことしに入りまして県の用地課収用班と協議をし、長崎税務署との協議を経た中で事業に着手したところであります。

その後、平成29年2月16日用地買収案件の租税特別措置法適用に係る税務署との事前協議を

行った結果、今の確認書が届いたわけでございます。受理したところでございます。現在の管理のところのお尋ねでございますが、また整備工事には着手しておりませんが、駐車場として一日でも早く活用したいという考えを持っておるところでございます。

ことし12月をめどに、町部局による公共施設等総合管理計画の個別計画を策定することになっておりまして、財政計画とのすり合わせが行われることになっておりますので、財政部局との調整が整い次第、整備に取り組みたいというところで考えておるところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

通常今、御存じのように問題などがありまして事業認定とかいろいろそういうものがありますから、そういう認定はこの学校用地については要らないのか。いろいろ調べておられると思うんですが、学校用地は事業計画がなくても通ったのか、特例で認めてあるのか。そしてほかの公共用地でどんなのが先行取得ができるのか、ちょっとそこをお尋ねしておきます。要らないか要るのかちょっとお尋ねします。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

この土地収用法第3条の第21号につきましては、学校用地ということで特掲事業という名称で呼ぶわけですが、これにつきましては事業認可、国とか長崎県知事の認可を受ける必要がないという部類に入ります。町道にかかります、町道事業ですね、道路事業なんかも同じでございます。

ほかにも第3条の中には第35号までの種類があるわけでございますが、全てこれお話しすると時間かかりますが、この特掲事業です。すみません。「とっけい」事業といいます。特掲事業に該当する事業に、そういう事業認定を要しない事業ですねつまり。そういった事業と種類分けされておるところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

35種類、35項ですかねあるんですけど、50種類ほどあるようでございますけども、通常でしたら土地収用法でいけば、通常私たちが思うのは計画があって何年まで仕上げるからということで土地は買っていくものと認識しとったものですから、こういう先行取得ありなのか、今からの行政のことで。

単年度主義で、その中で事業を計画して予算は使っていくような形ということに私は思うてるものですから、やはりその事業計画は買う前に議会のほうに上程して、計画を示してほしかったというのが一つあります。

ですから、そこら辺の考え方として今後計画がなくてもいろんな予算に執行して、予算だけとって一般会計で買っていかれるのか。本来ならば先行取得ということであれば土地開発基金、

副町長御存じと思うんですが、もとのSSKの土地も先行取得ということでお買いになったから、そういうことで予算の組みかえをしていただきたい土地開発基金のほうに。そう考えるわけですけど、どがんでしょうか副町長。用地の考え方としては一緒じゃないかと私は思うんですけど。

議 長（淡田 邦夫 君）

副町長。

副 町 長（大瀬 忠昭 君）

今の議員さんお話のとおり、この土地を取得に当たりましては、事業がスムーズに行くようにあらかじめ土地開発基金で土地を買うという方法もございます。今あられましたように、この先行取得を今後進めるのかということでございますけれども、今御指摘がありましたように、やはり事前にこの計画を示してから行うというのが基本でございます。このことにつきましては今後十分、今御指摘のとおり取り組んでいきたいと思っております。

当該、この口石の土地につきましては、確かに開発基金でのあらかじめの購入という方法もあったわけでございますけれども、いろいろ協議の中でそんなに期間をかけなくてもやはり、どう言いますか、事業が完成するのではないかというちょっとそういった思いもございまして、予算を計上し買ったものでございます。よろしく申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

終わったことですからあまり言いませんけど、それでは先ほど事業認定が要らない特別の要綱とかおっしゃいましたですね。そしたら、あとは収用委員会って県にあるんですけどね、県の裁定ちゅうのは要らないわけですか。許可をもらうために裁定ちゅうのは。お尋ねします。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

県の収用委員会のほうにかける必要がなかった事業ということで聞いております。

議 長（淡田 邦夫 君）

8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

そしたら、事業認定も要らない、県の採決もいらんっていうことであれば、なぜ要らないのかってちょっと今後のために教えていただければ。どうなのが裁定を受けなくていいのか。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

この収用法の第3条21号に該当するのかどうかということで、税務署のほうとの事前協議っ

というのがございます。この事前協議のチェックシートの中に、特掲事業に該当するのかどうか、そういったところのずっとチェックをかける部分がございます。

最後の事業施行者が事業の施行を決定したことを明らかにする書類とか、事業計画書、どういふような造成事業を行う予定なのかとか、位置図とかそういったものの必要な添付書類がございます。そういった総合的に判断されまして、先ほどの確認書が送付されたということになっております。

議 長（淡田 邦夫 君）
8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

それでは、それはそれで結構です。そしたら、3月以降にこの件について教育委員会を開いて報告があったのか、各委員さんからこの件について意見があったのかをちょっと教育委員長としてお尋ねとききます。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

この件については、1月30日の定例教育委員会において公有財産の購入についてということ
で教育委員会のほうに、こういう予定であるというお話をしたところでございます。

質問については、3月以降については、ちょっと手元に資料ありませんが決定したという報告はしておると思っております。

質問については、1月の時点でございますけれど、口石小がいつも駐車場が手狭だから非常に助かるというような意見がございました。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

3月以降のお尋ねしてるんですよ。報告して、委員さんにこの件について、何ですか、骨格
予算で早急に買ったということで報告したか、しなかったで結構です。「と思います。」じゃあ私は困ります。

議 長（淡田 邦夫 君）
いいですか。教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

骨格予算で云々というような報告はしていないというふうに思っております。1月の時点で
報告して、その後は議題としては上げていないというふうに思っております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

急遽予算組んで計上した後、教育委員会では報告していないということでわかりました。今後は監査委員とか町民のチェックに委ねたいと思います。

2 点目にいきます。幼稚園も来年度から民間施設の運営が計画されております。町においても補助金を出して、建設まであと 6 カ月余りではありますが、幼稚園の目的が未利用地となる跡地をどうなさるのか、検討状況及び財産分類をどうするか伺いたいということでございましたけど、関係議案が出とりますのでこの件についてはそのときお尋ねをいたします。

次に 3 点目、東部土地改良区のパイプライン。もう 40 年余りなるわけですが、私も農業者でございますが、この施設は町の所有と認識をいたしております。御存じのように、農業後継者とか担い手を育成するように現在、国・町・県でなされておりますが、どうしても高齢化で作付ができないとか離農する方が増えてきております。

そういうとこの中で、農地内にあるパイプラインがあるということで、移設について可能なのかということをおちょっと考えてみました。公有財産ということで、所有者として町長のお考えをお尋ねをしておきます。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

この件は大変今難しいわけでございます。離農する人っていうか、今農業する人がなかなか減って前のようにならないっていうこともあるわけでございます。議員も御承知と思えますけど、これ 47 年の大水害のときに佐々町も大干ばつに見舞われたということで、農業用水の必要性が認識されたということで、これを受けましてこういう施設っていいですか、農家の生活基盤で農業の安定のために多くの農業者の生活安定を図るためというか、生産の安定を図るためっていうことで、佐々東部の土地改良区の組織化がなされたわけございまして、47 年 4 月 21 日から改良事業に取り組み始めまして、工事につきましては 45 年 8 月に着工いたしまして、49 年の 5 月、4 年間の歳月をかけて竣工しまして、50 年 3 月から供用開始しているということでございます。

そういうことで、大変今、経過年数がたってるわけですね。長くとってるということで、もう 35 年以上たってるわけですね。そういう中で、やはり老朽化が進んでいるということで、これをどうするのかということが大変今から問題なってくるわけですね。老朽化でやはり水漏れもありますし、それから今既存の田んぼっていいですか、そういう道だけじゃなくて田んぼを縦断しているというところもあるわけでございます。

そういうことで、もう年月が来ていますので、そういった場合今後どうするのかということが一番の懸念でございまして、今現在は 169 名しか利用されていないということでございまして、総合的に考えて今後のやはり受益者っていう方、それから東部土地改良の配水管については考えながら総合的に判断して、やはり皆さん方と協議をしながら判断して考えていかなきゃならないんじゃないかという時期にもう来ているということで私は思っていますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

そういうことは、この施設については町の所有ということで理解をしておきます。

御存じのように総合戦略の重要事項に、町長、農用地、農業施設の長寿命化対策の推進ということで認識をなさっておりますので、町長の在任期間には方向性を出していただきたいと思っておりますがどうかですかね。

それと、面積はどのぐらいになってるんでしょうかね。先ほど169名とおっしゃいましたが、面積はどのくらいかなと。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
すいません。水田面積が約141ヘクタールの農業が営まれている、今現在ですね。っていうことでございますのでよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
8 番。

8 番（須藤 敏規 君）
ひとつよろしく、この対策については前進するようにお願いをしたいと思います。
また財産については決算の段階で、会計管理者かどうかわかりませんが、財産台帳に登載するように御指摘をしておきます。
次に4点目、行政財産の中の公営住宅についてお尋ねをいたします。
入居者が生活するために住宅に入っておられますけども、一般の修繕については随時連絡があったりして修繕していることは理解をしておりますが、計画修繕ということで長寿命化には入っていない随時の見回りをなさっていると思っておりますけども、そういうことでそういう計画修繕について巡回して、どのようにお考えなのかお伺いをいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
建設課長。

建設課長（山本 勝憲 君）

まず公営住宅の計画修繕についての御質問でございますが、公営住宅の屋根、外壁、給水管、ガス管については先ほど言われたとおり、佐々町の公営住宅の長寿命化計画に基づき実施しております。

建具や玄関につきましては、この計画の中には盛り込んでおられませんで、修繕等が必要になると判断された場合は退去時の空き住居の修繕、または入居者からの申し込みによる一般修繕にて個別で対応してるという状況でございます。

今年度その計画修繕につきましては、松瀬団地の外壁の改修とか市瀬団地のガス管、給水管の改修をしてるという状況でございます。

御質問の点検の件でございます。こちらにつきましては、年2回の消防設備点検と毎月の昇降機の点検、いわゆるエレベーターの点検でございます。そちらのほうをやっておりますし、年1回の高架水槽の点検等は行っております。

この計画の中で、公営住宅の長寿命化の方針の中で定期的な点検を行うという形になっておりますが、実際的には入居者等の問題もありまして、なかなか個人の住宅内に入って点検というのは非常に難しゅうございます。

現状としましては先ほど言いましたとおり、入居者の要望やその退去時等に町の技術者が一緒に出向いて、内部の点検等を随時行っているというような状況でございます。よろしく願います。

議 長（淡田 邦夫 君）

8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

年 2 回の防火水槽とかエレベーター、まあ限られたとこですね、エレベーターあるとこは知れておりますから。私が言いたいのは、ずっと各住宅を回られて、目視で結構なんですけど見て回られて、側溝がだめなのか雨どいがだめなのか、そういうところのチェックをして、町として判断して計画的に修繕する考えはないのかちょっとお尋ねをしたかったわけなんですけども。

そういうことで長寿命化の計画をつくる時アンケートをとられた中で、広さや施設の改善、質を高めてほしいというアンケートが 45.3%ほど、一番多かったということ、生活する上で身近なことはやはり必要と思うものですから、計画修繕についても見て回っていただきたいなと思うことで質問をしているわけです。

法定点検もさっきおっしゃいましたけど、わざわざ書いてあるんですよね計画の中に。法定点検、定期点検を実施して、予防的維持管理を行うっていう認識なさってるものですから、そういうことでございます。

修繕計画の一覧表も見せていただきました。牧崎、里山、里山第 2、昭和 39 年から 43 年まで牧崎団地がつけられておりますけど、里山とか里山団地は 45 年から 48 年、この計画では 10 年間何も修繕しないような計画になってるわけですね、一般修繕だけで。果たしてこれ入居者にとって公平なのかどうかちゅうのをちょっとお尋ねしたいんですよね。やはり見て回って、悪いところは班ごとに見て回って聞いているのかどうか、そこら辺なんですよ。

それから当初、いつやったですかね、23 年 12 月 5 日に所管事務調査が行われておりまして、担当課長が 5 年間は再度見直しを進めていくという答弁があってるんですけど、もう 5 年過ぎてるんですけど見直し状況はどうなってるのかお尋ねします。

議 長（淡田 邦夫 君）

建設課長。

建設課長（山本 勝憲 君）

先ほど御指摘いただきました定期点検につきましては、先ほど御回答しましたとおり随時の点検という形でやらせていただいております。その辺を確実に実施できるように、部屋の中に入っての点検というのは非常に入居者の関係もあり難しいのかなと思いますけど、外観で点検できる分につきましては随時点検を確実に実施していきたいということで考えております。

2 番目の 5 年で計画の見直しを行うのかというような御質問でございますが、これにつきましては、社会情勢の変化や事業の進捗状況などに応じておおむね 5 年ごとに見直しを行うようになってるということになっておりますが、平成 22 年度に策定しましたこの計画につきましては既に 7 年を経過しております。

今その経過した段階で、老朽化した団地の建てかえ等も検討段階に入ってるのかなということで担当課としては考えておりまして、もう 1 回建てかえ計画をしっかりと整理した中で計画の見直しをしたいということで考えております。

ただ、建てかえを予定してない団地につきましては、入居者の生活状況や団地の老朽化状況等を踏まえて、適時長寿命化の計画見直しを行っていると、すいません、中身的な、どこの住宅

を何年度にしますというような事業計画自体は適時見直しを行ってるといような状況でございます。よろしく申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

考えているということでございますので、8月以降に来て、課長が考えているだけじゃなかでしょうね。もう7年もたってるのでね、考えるだけじゃだめっちゃなかかな、建てかえ計画の見直して。

もう既に建てかえ事業の予定では、凶池団地は30年度から32年度に建設、里山団地は31年度から32年、本年度だったらもう実施設計とかつくらくちやかんの、新しい仕事に取り組めば仕事増えるからちゅうことで先延ばしして、また見直してまた先延ばし、やはり町長の施策として上げているのは補助金をもらうだけの計画じゃないんですよ。

入った人もおるんです。10年間修繕をしないってなれば入った人も、言える人も言えないような立場にあるもんですから、積極的に修繕については計画してやっていただかないと。お金は払ってるけど10年間修繕も何もできないってなればいささか不公平じゃないかと。見て回って修繕をしていただきたいということですよ。

それから、例えば長寿命化計画を立てられるときにアンケートをとられましたですね多分。その中で、もと県営住宅団地は玄関横に洗濯機を設置したり靴を洗ったり散水用とか、いろいろ水を使う施設があったんですけど、2つの棟ばかり撤去してあるという話を聞いたんですよ。どういう状況で、やはりつくってやるべきじゃないですか。本来の生活する、あそこ5棟あったかな、2棟がついてないちゅうこと聞いたもんですから、そこら辺の経過を踏まえてやっぱり設置すべきじゃないんですか。どんな状況でそうなったかはわかりませんが、弱い立場の人ではなかなか町には言えないもんですから。そういう話を聞いたもんですからあわせてここでお尋ねをしておきます。

議 長（淡田 邦夫 君）

建設課長。

建設課長（山本 勝憲 君）

先ほどの御質問の点検につきましては、御意見を踏まえながら今後実施していきたいということで考えております。

今の牧崎団地の外水栓の件だと思いますが、私もちょっと担当なりまして住宅回りまして、県営住宅の部分で同じ、もと県営住宅ですねすいません。移管を受けた県営住宅の部分で外水栓がない住宅がございまして、この部分につきましては、ほかの県営住宅につきましては、外側に洗濯機等をつけられてるとい状況でその部分だけ内部に、そこの外水栓がない部分につきましては、中に洗濯機をつけられてるとい状況かなということで考えております。

その部分につきましては、費用等の問題ございますけど、入居者の方が実際どう感じてらっしゃるのかというのは再度調査させていただいて、検討させていただきたいということで考えております。よろしく申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

間もなく12時となりますが、一般質問が終了するまで時間を延長します。

8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

やはりいろんな工事の関係で撤去した経過は聞いてはいるんですけど、やはり元に戻してやるべきと思いますので、よく入居者に事情を聞いて対応をお願いしたいと思います。

それでは、次に 5 点目になりますが、8 月 22 日と 9 月 4 日の総務厚生委員会の案件で出ました町有地の活用ということで、関連してここでちょっとお尋ねをしておきたいと思います。

新しい体制は、町長は 8 月から新体制をとられて、重要案件については町長の施策を実現したいというところで、積極的に若い人を登用して頑張っておられるようでございますが、具体的に未利用土地の取扱方針を定めてから進めていただきたいという、委員会の中でも申し述べたんですけどもそういうことで、いろんな各市町村の調査は課長は御存じだと思いますので、そういうことを踏まえまして御答弁を願いたいと思います。町長からでも理事からでも結構です。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

人事異動を行いまして、企画財政課ということで町有地の活用という、これは先ほど課長が申しましたようにやはり町有地の有効利用という、活用ということで私がこの前の選挙のときもそういうことで話したので、それに伴いましてちょっと人事異動を行いまして、企画財政課のほうで町有地の活用について共有をしていただくということでお話をし、こういう人事異動を行いました。

これにつきましては、議員も御存じのとおり、遊休地の利活用につきましては平成 19 年に各課長で構成しまして、町有地の有効利用の検討プロジェクトチームというのをつくっております。

ただ検討、なかなかそれがうまくいかなかったという経緯もありますけど、その後についてやはり今町有地があるのを有効利用して売却を進めていかなければならないのではないかと、そういうことでまちなかの活性化を進めていこうということで、現在未利用の町有地が残っているということでサンビレッジ周辺の町有地とか町営の住宅の春の山団地の、たくさんあるわけでございます。そういう案件を考えて、どうするのかというのはやっていかなければならないということで、議員の御指摘の未利用地の土地の取扱方針のようなやはり指針を持って、行政財産を含む全ての公有財産について今後の管理方針をもって事務を進めるというのは、策定済の公共施設の総合管理計画の中でも具体的な実行段階とか、それから新地方公会計における優位固定資産などの管理も踏まえて有効な指針になると思われまますので、そういう他の自治体の取り組みも十分研究をさせていながらやっていきたいと。

未利用地の取り扱いについては、そういうことをやっていかなければならないと考えておりますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

まちなかだけの公有財産じゃなくて全体の公有財産を申し上げているところです。公共施設の計画の中でも、それぞれこれを早急に図りますとか立派なことがたくさん書いてあるものですから、それならば早目にこれを決めないと、公共施設の整備計画の個別計画の方向性が決まらんのじゃないかと判断したものですから質問しているわけです。

課長は既に、各市町村の資料を取り寄せて十分理解はなさっていると思うんですが、やはり言葉で説明するより、よく言われるマニュアルですか、基準表をつくられて、町が持つとく土地はどれなのか、これは公共財産として使わないのか、使わないなら売却するように用途廃止をして普通財産に移管がえすとかそこら辺の各課の課長さんもみんな全て、何ですかね、鉄道用地について利用の計画がないとか非常に寂しい回答をいただいたもんですから、せめて自分の課だったらこれに使えるんじゃないかとか、そういうところ考えていただきたかったと思うんですけど。

そういうことで、財産についてを分類して、普通財産については何10万ヘクタールある行政財産についても、使っていない、利用価値の少ないのは再度見直して、そういう計画を12月と並行して指針を、基準ですか、つくって、議会にしたら、これは民間に譲渡する財産かというのがはっきりわかるってということなんですよ。

そして、やはり御存じとは思いますが、近隣の方からいただいた縁故の土地とかいろいろございます。そういう方についてはその譲っていただいた方に、それは随意契約で結構ですので適正な価格で売却する方法もあろうし、用途をはっきり区分をしていただきたいということをお願いをしているわけでございます。

そういうことで、企画財政課長に今後の頑張りようの方針をちょっと伺いたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
企画財政課長。

企画財政課長（今道 晋次 君）

今御指摘のとおりで、町長からも答弁がありましたように他の自治体の事例等を見ましても、普通財産、行政財産含めた公有財産全体的に取り組んでいるところもございます。

もう全く議員御指摘のとおりでございます。少し長くなりますけれども平成27年度から3カ年間かけて全国の市町村が新地方公会計の確立に向けて進んでおります。そこに合わせて公共施設等総合管理計画も具体的な格好で進めていけという指針が出ております。

この3年間の中で今進めておまして、その後半あと半年ということになるんですけども、今御指摘の公有財産のいわゆる未利用土地の取扱方針については整理をさせていただき、他の事例とかをちょっと1本見ますと、例えば行政財産でもA区分、B区分、C区分というふうな格好で整理をされているところもございます。

そういった形で、時間が少々短こうございますけれども、関係各課課長さん方の協力をいただきながら進めていければというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいというふうに思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

ぜひ職員の皆様には頑張っていたきたいと思います。そのときどきの判断で困ってしないように、ぜひこれをつくっていただきたいと思います。

これで私の一般質問終わります。

議 長（淡田 邦夫 君）

いいですか。以上で、須藤敏規議員の一般質問を終わります。

13時10分から再開いたします。暫時休憩いたします。

はい。ありがとうございます。今の質問は後ほど質問させていただきます。総合福祉センターとの関係でございますので、質問をさせていただきました。

さて、文化会館前の駐車場は毎日のように自動車がいっぱいです。パネルを先ほど許可いただきましたので。

（パネル掲示）

これは9月の22日、9時半ぐらいの状況でございます。文化会館で行事があるときは、JAさんの駐車場をお借りして駐車場の確保をしておられます。やはり、主な交通手段は自家用車であることは承知いたしております。それでは地域交流センターについて、他自治体での計算方法を参考にすると、200席、今、つくられる、最大です。それに、入場率を0.7、7割です。あったとして、乗車をお二人でこられたと。お一人でこられるケースが多いかと思うんですけども、参考にしておりますので0.5を掛けて、計算上は70台が必要になります。最低でも70台ということになりますが、実際は27台でございました。町民体育館の駐車場も15台ほどしか整備されていない状況で、何でという疑問が聞かれます。つまり文化会館前の駐車場は余裕がないと言いますか、不足している状況だと思います。

次の福祉教育ゾーンである図書館を含む総合福祉センター周辺の利用者についてお尋ねをいたします。町長に簡単で失礼な質問かもしれませんが、どのような方々が利用されているのでしょうか。お聞かせいただきたいと思っております。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

総合福祉センターの駐車場関係で今お話があつておると思っております。社会福祉協議会と、それから福祉センターに御用があられる方が大変利用されているのではないかと考えてますし、健康相談センター関係では各種健診があつておるときに利用があつておるのではないかと考えていますのでよろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

2番。

2 番（浜野 亘 君）

はい。ありがとうございました。図書館がまず抜けておりましたですね。それから包括支援センター、それぞれ社会福祉協議会とか健康相談センターの運営委員や評議員さんなど、それぞれの関係者の皆様、その他たくさんボランティア関係者、食改善推進協議会みどり会、健康づくり推進委員、図書館読み聞かせグループ、老人クラブ連合会、身体障害者福祉協会、生きがいと創造の家利用者、子育て支援広場ぷくぷくクラブ、それから包括支援センターの生きがい教室や元気カフェなどのボランティアの方々、乳幼児一時預かりありす、民生児童委員の方々、図書館利用者、診療所通院の方、全国的に有名になりました包括支援センターや社会福祉協議会などの視察者、それに、1番利用されている、先ほど町長がおっしゃいました、住民健診の受診者の皆様。健診率の低下が懸念されるところでございますので、私の質問をさせていただいておるところでございます。

（パネル掲示）

これが、総合福祉センター前の広場の写真、9月22日、先ほどと同じような時刻でございます。ちょこっとは余裕がございます。多分150台ぐらいはとめられるので、余裕はあったかと思えます。

はじめにお断りしておきます。小浦の天然調味料の会社には税金や水道料金など大変お世話になっております。この会社は住民の方に迷惑をかけることは望んでおられないことを前提にお話をしております。

さて、総務厚生委員会の資料を見ますと、そもそも町有地の有効活用検討委員会で決めることなく、先ほどほかの議員さんがおっしゃいましたですけども、その広場を提示したこと自体、町執行側の対応がまずかったのではないのでしょうか。

それから、初めは天然調味料の会社側が、阿部委員長の報告にありましたように、建材店の裏側に希望されておりましたが、町職員が図面を書いたら狭いので、広いほうに変更したとの説明でございました。町側が提示したことで引っ込みがつかないようになってしまったのではないのでしょうか。委員会の議事録からすると、何としてでも譲渡しなければならない状況が、町執行にはあるように受け取れました。そこで、開発行為にならない3,000平方メートル未満とした分筆や合筆での費用はいくらでしたか。また、不動産鑑定費用はいくらでしたか、お尋ねをいたします。入札前でしたら金額は結構でございます。ただし、9月補正予算に、町有地測量業務と関係があるものでしたら、その予算額をお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

まず、元々この今、国鉄用地って言いますか、官舎の跡地が、先ほど2カ所あるということで、今現在、健康相談センターの各種健診とか、いろいろなときに利用してるということで、これ今空き地でありますので利用しているだけでございます。これが駐車場ということであそこを買ってないわけですね。元々が健康相談センターでもし足りない場合はまた別の方法を考えなければならないわけございまして、それを駐車場ありきということであそこを買っているわけでありませぬので、そこら辺はちょっと間違えのないようにですね、お願いをしたいと考えております。

それから、そういう駐車場のこと御質問があつてますので、何台程度必要なのかっていうのは調べております。そういうことで、健診があるときに1番、多分多いと思えますけど、普通の図書館の駐車場もありますし、それから社協の隣、それから診療所の裏にも駐車場がありますので、ある程度の分は確保できるんじゃないかと私は考えておりますし、ただ、年に何回か、そういうことでありますので、そういう場合はなかなか利用できないということで今現在、そこを開放してるわけでございます。

それから、企業誘致の関係で今お話がありました。これはですね、誘致が、測量した関係でこうしたっていうことではありません。これは誘致事業者のほう現場をずっと見ていかれて、そこで希望されたということが、そこが1番いいんだということでお話があったというお話を聞いております。それから予算については、今後、分筆それから合筆なりあると思えますけど、それから不動産鑑定ももちろんあるわけでございますけど、これについては、9月の補正予算で計上させていただいておりますので、これについては財政課長のほうから説明をさせたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

企画財政課長。

企画財政課長（今道 晋次 君）

今、町長が答弁された分で、予算につきましてですけども、7月の補正予算で計上した分もございます。まだ現時点では未執行となっております。9月の補正におきまして今、町長が御説明させていただきますように、一般会計の2号補正の17ページのほうに載っておりますのでそちらのほうをごらんいただければというふうに思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（川内野 勉 君）

ただいま若干、考え方が少し違った部分があったので訂正させていただきます。

役場裏駐車場につきまして、地域交流センターで行事がある場合、文化会館も一緒ですけど、行事がある場合はあそこの駐車場を使わせていただくというふうなことで進めております。で、御存じのとおり、お客様駐車場になっております。中央商店地域のお客様が使うような形で、条例は整備されております。現状はですね、今はお客様というよりも周りの、いわゆる働いていらっしゃる方の駐車場というふうな形での利用も結構されてる模様でございます。当初、中央街の商店に、路上駐車というふうなことで、そういうことにならないように、通行の妨げにならないようにっていうことでこの駐車場条例ができてると思っておりますが、現状は商店街にはもうかなりの駐車場もありまして、それと、駅前駐車場がバスセンターになった後ぐらいから急激に役場裏、文化会館前の駐車場は、車の数が多くなってきました。そういうふうな現状にあえて、本町の公共施設の駐車場の管理というのがどこも、公園におきましても、ほかの施設におきましても、駐車場の管理がなされていないというふうな部分もありまして、全庁的に公共施設の駐車場の管理に向けて動かなければならない時期に来てるのかというふうに思っております。裏の駐車場で追突事故等も起こっておりますけれども、警察のほうからはしっかり管理をお願いしますというふうに言われておりますので、そろそろ町有施設ですので、しっかり管理する方向で進んでいかなければというふうに思っております。

それと、旧国鉄官舎跡地でございますが、国道側につきましては、いわゆる町職員や社協さん、そして関連の人たちが車をとめやすいような状況に今しておりますので、そちらを駐車場として活用させていただいております。手前側の広いほうにつきましては、周りを囲っております、申し出があったときだけ貸し出しをしております。それ以外は違法駐車でございます。届出が出たときに貸すような状況で今、運用をいたしております。駐車場ということではなくて、一応遊休の町有地ということで、使用願が出たときに一応許可をしているというふうな管理状況でございます。以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

2番。

2 番（浜野 亘 君）

わかりました。総務課長からおっしゃるのは、利用はされてるということですよ。それぞれ申し込みがあって、地域交流センターについては、そう言われたとおり理解しております。私はもう200席を使った場合で話をしたので、そういうふうに理解はいたしております。

それと、9月補正にやっぱり足らなかったのが補正したという企画財政課長からの答弁ですよ。金額は言われないということですよ。町長の答弁の中で、場所について1,010平米の

ところでっていうことを、議事録にきっちり書いてあります。ただ、ちょっと答弁が違うんじゃないでしょうか。それと、図書館は第 2 駐車場として使っております。だから図書館にとめてっていう話ができないんじゃないですか。逆に図書館が足りないので、その広場を第 2 駐車場として使って、その看板も撤去してくれと。何か、ことしになってから言われたというようなことでもございましたし、知っていたところは、いち部署だけでしたね。ほかの方々は御存じじゃなかったです。住民の方は御存じじゃなく、職員も知らなかったという状況の中にどんどん裏では進んでいたというようなことでは、住民本位ではないんじゃないかというのを私は言いたいです。

さて、総務厚生委員会の議事録からもいろいろと疑問の声が多かったようですし、委員長から報告がありましたように、旧診療所ではどうかとの意見もありました。また、社員が不足して相手側が急いでいるので、住民に迷惑をかけてでも、急いで売らなければならないのか非常に疑問でございます。この広場、つまり町の財産は取得したときには、住民の税金が使われましたか、使われていませんか、お尋ねをいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
これは取得するときにはもちろん住民の税金は使われたわけです。それはあなたも知っているわけでしょう。前、職員の時ですから。多分。住民の方の税金をもちろん使ってるわけです。それからもう一つは、私が言いたいのは、はじめにですね、宿舎が欲しいということでお話がありました、向こうからですね。そのときに、町有地の何か所か見ていただいて、こういう町有地がありますということでお話があつて話をしまして、私のほうからこういうこと、こうこうありますということで御説明して、そして全部の皆さん方が、関係者の方が見られて、それで初めは小さい寮ですからということで、先ほど私が申したところにお話がありました。それを、やはりもう少し大きい敷地が要るということでお話があつて、今回の敷地に移ったという経過でございますので、それから、私はそこをっていうことで話をしてないということでございますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
2 番。

2 番（浜野 亘 君）
ありがとうございます。町の執行側は特定の企業に便宜を図るということで、町の利益になると判断されているようですが、おかしいのではないのでしょうか。今から申し上げます。8月22日の委員会の資料では、払い下げ価格として、22日の総務厚生委員会の付属資料の中に書いてあります。価格は、不動産鑑定の評価及び測量及び造成費から勘案して、となっておりまして。それが9月4日の委員会の資料では、十分な説明もなしに、不動産鑑定の価格ということになってます。委員会で多分説明はなかったと思います。というふうになってます。なぜ価格を下げないといけないのかわかりませんが、さらに、不動産鑑定を超える価格で売却すると、周辺地価を高騰させるという説明がありました。この企業に絶対譲渡しなければならぬ。町に弱みがあるのか、もしくはそのほかの利害があるのではありませんか。そこで質問します。1998年に佐々町に進出してこられて以来、今まで寄附金のことは聞いたことがないが、ことし3月に300万円の寄附をいただいたそうですが、総務厚生委員会でも質問されましたけれども、明確な回答はなかったようですので、再度、今まで小浦干拓の調味料製造会社からの寄

附金はなかったのか。その300万円を除いてですね。お尋ねをいたします。よろしくお願いたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

企画財政課長。

企画財政課長（今道 晋次 君）

企画財政課長。すみません、先ほど町長のほうから答弁がありました。最初の1,000平米のところは2,400平米のほうに変わったということですが、これは委員長報告のほうでもあったかと思いますが、建物の建ぺい率の問題がございましたので、30戸、いわゆる30世帯分を確保する上でのアパートの建設が難しくなった、社員寮の建設が難しくなったということで土地を求められた経緯はあります。そういった説明は委員会の際にもさせていただいたところがございます。

それから価格の面でございますけれども、価格については委員会等で具体的な報告をもちろんさせていただいておりますが、先ほど言われるように8月22日のときの価格決定の根拠については不動産鑑定をベースに、資料を書かせていただいております、9月4日のときには説明不足になった部分があるかもしれませんが、その部分は何ら執行として、意思が変わったということではございません。あくまでも不動産鑑定を基本に考えております。

それからこれは委員会の中でも御指摘があった件ではございますけれども、不動産鑑定よりも、いわゆるその価格が高くなったときに、それでは周辺地価を高騰する恐れがあるというのは、これはそのときにも御説明をさせていただきましたが、一般論でございまして、そういった可能性があるということでお話をさせていただきました。

それから、その会社が進出をした98年以降、もう20年近くが経過しておりますけれども、今回寄附をいただいているということですが、これまでに寄附をいただいた経緯はないかと思っております。このたび、地域交流センターの建設にあたって、ご厚意をいただいたというふうなところでございます。300万円の寄附をいただいているところでございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

2 番。

2 番（浜野 亘 君）

ありがとうございます。気持ちは変わってないという企画財政課長の答弁です。不動産鑑定の評価及び測量及び造成費から勘案し、って最初の資料になっていたのが、9月4日に変わっているということで、変わってないっておかしいんじゃないですかね。そういう答弁おかしくありませんか。8月22日から変わってなければ、不動産鑑定の価格だけじゃないんじゃないですか。測量や造成費等を勘案し、それから不動産鑑定料も入りますよ。ですよ。どうも違うような気がいたします。それから3月に300万円を天然調味料の会社からいただいたという、まことにありがたいことだと思います。でも、先ほど言った価格を下げるという、鑑定料とか測量費とか造成費を抜いてというふうになるとおかしくなっていくですよ。そうなることし森友学園で問題の流行の村度というのではないのでしょうかね。

質問を変えますが、委員会の資料に、各課へこの広場の利活用の調査をしたら、利活用がないとの報告でありました。現に駐車場として使用している場合が多いじゃないですか。質問の仕方が悪かったんじゃないんですか。各課長が知らないという状況にありますかね。納得いきません。建材店の裏側を提案されたが、役場が大きい広場に変更した理由について、住居や駐車スペースの確保が難しいということで先ほど御答弁がありました。そこで、建ぺい率って言

われましたけども、建ぺい率と容積率はいくらになってますか、お尋ねをいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
企画財政課長。

企画財政課長（今道 晋次 君）

少しちょっと行き違いがあるようですけども、不動産鑑定、まあ8月22日の資料と9月4日の資料が、多少行き違いがあったかもしれませんが、不動産鑑定ということで変わりはございませんので、そこは御理解をいただければと思います。例えば、造成をする前なのか、した後なのかというこの違いがございますので、そこを含めての不動産鑑定による評価という認識を私どもは持っているところでございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
はい、建設課長。

建設課長（山本 勝憲 君）

すいません、建ぺい率、容積率の件でございますが、たしか建ぺい率のほうにつきましては70、容積率が400か200だったと思いますけど、ちょっとその辺記憶にございません。どちらかだと思います。よろしくお願いたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
2番。

2 番（浜野 亘 君）

それでは、8月22日の資料が間違っていたということですよ。説明ではこの件しか説明しなくて、9月4日は読んでいらっしやらなかったと思います。だから、総務厚生委員会の方々は多分、見落としがあられたかもしれませんね。変わってないという、そこまでして安くして譲渡しないといけない。例えば、総合福祉センターを田んぼで買ったときの価格、多分記憶では坪17万ぐらい、税引きですね。だったと思いますけども、それより価格が下がるということになれば、町長は背任行為に当たるというようなことにも考えかねないということで、言葉を添えときます。多分の話で建設課の答弁は、建ぺい率が70%、容積率が400%、つまりは7割の敷地がありまして、7割まで建物が建てられて、上は400%ですから、5階建てか6階建てまで建てられるということになります。それで30戸が難しいという判断はおかしいのではないかというふうに思っております。健康相談センター、包括支援センター、社会福祉協議会の職員の駐車場として現在貸してありますけれども、約30台。この前40台ぐらいとまっております。それから、図書館には現在39台の駐車場があります。今回の計画では、広間の真ん中に社員寮を建てさせ、両端を駐車場にする計画ですけども、約80台の駐車場しかありません。先ほど150台ぐらいとめられる広場だというふうに言いましたけども、半分程度になってしまいます。どうするかとの質問に対し、執行の回答は、文化会館前駐車場に職員分を移動させ、診療所の22台分と、約80台で住民健診などを対応するというようなことでした。物理的に厳しいのではありませんでしょうか。質問いたします。委員会資料には人員不足と書いてあるので雇用したいでしょう。町長は域外からと発言されておりますが、住民ではなく、町外から30名以上雇用されるというのかお尋ねをいたしたいと思います。よろしくお願いたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

ちよつともう 1 回、質問のあれを。
2 番。

2 番（浜野 亘 君）

すいません、資料にですね、委員会の資料に、30名以上の雇用すると。域外からって言う言葉がわからなかったの—

議 長（淡田 邦夫 君）

今ちょっと、佐々町における住民福祉増進についての 1、2、3のうちの。最初のこれですか。

2 番。

2 番（浜野 亘 君）

はい、まだ最初の分が続いておりますので、もうしばらくすいません、よろしくお願ひしたいと思ひます。

30名以上雇用されるということで資料に書いてありまして、それが町内なのか町外なのかっていうのが、域外って言う言葉で言われているので、域外って言うことは—

議 長（淡田 邦夫 君）

ここの中にはね、福祉センター関係者駐車利用状況を問うって言うことになってますから。（私語あり）はいどうぞ。

2 番。

2 番（浜野 亘 君）

で、その30名の雇用についてよろしくお願ひいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

ちょっと、背任とか何とか、こういうちょっと不適切な言葉じゃない。ちょっと取り消ししてくださいよ。（私語あり）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩します。

（休憩 13時41分）

（再開 13時45分）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、御質問がありましたことですが、域外って言うのは、地域の外から30名の方が、雇用

するわけですね。雇用する上で、佐々町に寮を用意して住ませるといふ、それを域外と私は言ったわけですよ。域外から。町外からってことです、はい。そういうことで御理解をいただきたいと思っております。

それで先ほど不動産鑑定の話がありました。これ、どちらにしても、先ほどから川副議員さんから休憩の中でお話しがあつてましたように、造成して不動産鑑定をすれば、それはもちろん高くなるわけです。むしろ、その造成費用もそこの中に含まれると思います。中にですね。それをそのまま素地で売れば不動産鑑定は多分安くなると思います。それきちとしたもんじゃないわけですから、今から、例えば会社がするっていうことになれば、それはまた自分たちで費用をつけてやらなきゃならないわけですから。だからそこら辺の差はもちろん出ると思いますが、私は最終的には不動産鑑定士に委ねたいということでお話したと。いつも土地を売る場合は、不動産鑑定するのか、税率を逆算してやっているのかっていうことで、いろいろお話がいつも議会のほうで話があります。その中で私はやっぱり公平にするためには不動産鑑定士を私は今の現状では一番いいのではないかとということで、不動産鑑定士に、専門に頼んで、きちとした価格を出してもらおうと。相場価格を出してもらおうというのが、私はそれが一番いいので、それをお願いしたいということで、今多分、企画財政課長もそういうことを言っていると思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
2 番。

2 番（浜野 亘 君）

どうもすいません、趣旨がなんかわかりづらかったということで、ほかの課長さんはどういう内容で質問をしたいんですかということで問い合わせがありました。でもこの件については何らございませんで、伝えてはあったみたいですが、問い合わせがなかったので、内容が十分ではなかった、駐車場の問題からこういうことを質問するというようなことまで思われなかったかもしれませんが、私はひとりの課長には話しをいたしました。

私は住民の代表として、また、ここで言わなければ執行に対して言う機会を逸し、後悔することになると思いましたので、言わせていただきますが、ただ一存ではできませんので、住民の方に聞いてみましたが、その広場は文教福祉ゾーンとして必要であり、売却はだめでしょうということでございました。住民第 1 の町政を担うのでしたら、私も問題が生じるのは目に見えておりますので、別の町有地などで検討をしていただきたいと。切にお願いをいたします。よろしく願いいたします。

続いて、2 番目の――

議 長（淡田 邦夫 君）
これ答弁いいですか。
2 番。

2 番（浜野 亘 君）

いいです。2 番目の公共交通体系の整備についてお尋ねをいたします。

第 6 次総合計画の後期基本計画の中に、公共交通体系について、戦略的取り組みは、効率的効果的な道路体系整備については、7 月定例会で一般質問しましたが、現状のままで整備は考えていないとの回答でございました。項目を上げているだけのようで、非常に残念でございました。

もう一つの項目の公共交通、鉄道バス、生活交通の利用促進と記述があります。松浦鉄道自

治体連絡協議会では、MR 沿線健康ウォーキングなど、松浦鉄道の全体的な利用促進の協議をされていると思いますが、佐々町内については、出資者である佐々町が積極的にかかわっていくべきだと思います。

また、西肥バスについても考えていただければ、住民福祉の向上につながると思います。どのような方法で利用促進されるのか、お尋ねをいたします。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
企画財政課長。

企画財政課長（今道 晋次 君）

御質問の公共交通体系についてでございますけれども、総合計画でもお示しておりますように、身近な公共交通ネットワークや広域交通ネットワークを充実するという戦略目標を設定しております。その目指す姿として、一つは都市構造と公共交通、道路ネットワークの一体的な構築が進み、生活利便性が高まっていること。二つ目は、町民や児童が安全に通行できる環境が整っていること。三つ目は、地区特性に合った公共交通手段が確保されていること。こういったことを目指す状態としているところでございます。

そこで、実現するための戦略的取り組みとして、公共交通の利用促進、鉄道、バス、生活交通としており、その具体的な取り組みとして、公共交通機関利用等への転換を積極的に促進するというふうにしているところでございます。

御質問のMRもあるが西肥バスもというふうなことではございますけれども、こちらのほうにも書いてはおりますけれども、総合計画のほうにも書いてはおりますけれども、現時点において、MRや西肥バスの利用への転換を積極的に促進するという状況には、現時点ではないというのが実態ではないかというふうに思います。

しかしながら、今後高齢化が進展する中で、公共交通へのニーズが高まるということも想定されますので、そういったところはしっかりと見極めていく必要があるのではないかとということで、総合計画に書かせていただいているのも、短期的な話ではなくて、非常に長期的な話として整理をさせていただいているところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
2 番。

2 番（浜野 亘 君）

特に実行策がないということでございますけれども、西肥バス北部営業所が小浦にできたことで、以前は、小浦方面へのバスの本数は少なかったんですけども、今は改善をされました。

一方では、吉井方面と言いますと、自家用車のほうに押されたこともありまして、バス利用者が大幅に減少しまして、平戸行きの特急バスは廃止となり、本数が激減しております。調べておりますので、すみませんけども。

西肥バスの佐々松瀬バス停から佐世保方面へは37本、佐々までなら47本ございます。一方、佐々から佐世保方面へは81本走っております。それから、佐世保から佐々までは77本ということで、佐々までだったら、やっぱり多いというイメージですけども、吉井方面まで行くのに少ないと、半分程度であるというのをまず御承知おきいただきたいと思います。

また、松浦鉄道の本数はといいますと、中間の時間帯は改善されておりますが、夜間になりますと非常に少なくなっています。MR佐々駅から佐世保方面へは42本、MR神田駅から佐世保方面までは22本と。こちら半分程度ということでございます。

以上のように、佐々駅を中心に、北部地区と南部地区では非常に大きな差があると。何らかの方策を考えられているのかなと思っておりましたが、何もないと先ほどおっしゃいましたので、非常に残念でございます。

それでは、午前中に議員さんからMRの利用促進についておっしゃっていただきましたので、例えば私の考えで、利用促進はこうやったらいいんじゃないかというのを述べさせていただきますけども、高齢者の交通事故防止を目的として、運転免許証の返納が促進できるのではないかということで、西肥バスのリフレッシュパス65というのがあります。65歳以上。75歳以上はタクシーの券をもう発行されておりますので、65歳以上は適用ということですので、75歳からとしてもいいのかなと思いますが、これは定期券として3万4,800円で発売されております。年間です。

また、MRでは、シルバー会員限定で1日乗車券1,000円というのがございます。自治体連絡協議会の中で、定期券を高齢者向けに発行していただければというふうに思いますけれども、その75歳以上の外出支援としてタクシー助成をされておりますが、タクシー助成を希望しない方は、バスの定期券購入助成並びにMRの1日乗車券等の助成を検討してはどうでしょうかということです。

健康寿命を延ばすためにも、いい取り組みではないかというふうに思っております。いかがでございましょうか。今の例えばの話でございましたけども、よろしくお願ひしたいと思いません。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

いろいろそういうことがお話がありまして、今、うちは75歳以上、1カ月に4万円ですか、初乗りタクシー助成を今やっているわけでございます。浜野議員も御存じのとおり西肥バス、松浦鉄道とも民間の業者でございます。なかなか難しいところがございます。

ただ、今お話がありましたフレッシュパス、それから高齢者の1日シルバー券ですか、1,000円ということでお話がありました。これについて、免許返納者に対する助成をしたらどうかというお話がありました。これについては、やはり十分検討しなきゃならないんじゃないかと。どうするのかというのは、やはり皆さんと話し合っていかなければならないと思っております。

現実的には今、人口減ということで、どちらにしても、松浦鉄道も西肥バスも減っているわけでございまして、佐々まではなかなかいい採算、費用がとれるわけです、佐々町までは。ただ、その後がなかなか赤字ということで、大変苦勞をしていらっしゃるということでございます。

その中で増便するというのは、やはり町の負担がまた増えてくるわけでございますので、これについては、十分考えて、我々も対処しなければならぬのではないかと考えております。

ただ、先ほどお話がありましたように、免許証の返納とか、今、高齢者の交通事故が多いということも勘案しながら、そういう考えもあるのではないかと。浜野議員の考えておられることも、一考に値するのではないかと考えていますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
2番。

2 番（浜野 亘 君）

ありがとうございました。よろしく御検討を。前向きに進めていただければ、非常にありがたいです。よろしく願いいたします。

それでは、最後の 3 問目に入ります。佐々勤労者体育センター、通称町民体育館の改修についてお尋ねをいたします。

佐々町社会体育基本方針では、町民 1 人の健康増進と体力づくりのため、それぞれの世代に合った各種の競技スポーツ、軽スポーツ、レクリエーションスポーツ等生涯スポーツの普及振興を図り、関係施設の整備充実に努めるとなっており、公共施設等総合管理計画には、稼働率の高い施設や必要性の高い施設においては、安全性の確保や長寿命化を図るため、大規模改修など予防安全対策を進めますとなっております。そして、地方自治法第 244 条に規定する公の施設に該当すると思いますし、災害時の避難場所となっております。

はじめに、町民体育館の I s 値は、調査の結果はいくらとなっておりますか。また、長崎県の基準で、崩壊の危険性が低い値はいくらになっておりますでしょうか、お尋ねをいたします。教育長にお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

佐々勤労者体育センターは、平成 22 年度において耐震診断を行っているところです。

診断結果については、I s 値が最低のところは 0.73、総合的には 0.91 ということになっております。

長崎県の耐震率は 0.56 以上となっておりますので、基準はクリアしておるところです。いわゆる鉄筋コンクリートづくりでございますので、築年数は古うございますが、耐震強度等については問題ないというふうに理解しているところです。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
2 番。

2 番（浜野 亘 君）

ありがとうございます。日本耐震診断協会基準では、崩壊の危険性が低い値として、I s 値は 0.6 というふうになっておりますけども、他県の事例を申しますと、震度 6、7 に耐えるとして I s 値が 0.6 というふうに設定された値でございます。

熊本県は、文部科学省の推奨値と同じ I s 値を 0.7 で耐震化されました。しかし、熊本地震が昨年発生し、耐震補強した熊本市内の小中学校で、24 校が損傷しております。

このように、崩壊の危険性が低いだけであって、決して安心できる数値ではありません。町民体育館は、柱は鉄骨鉄筋コンクリート造です。SRC だと思います。堅牢な建物でありますので、I s 値は高くなっていると思います。

避難場所にされています町民体育館はいつ完成し、その後、床板の張りかえ、内部塗装及び天井部分の鉄骨の塗装はされたのか、お尋ねをしたいと思います。よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

佐々勤労者体育センターの過去の改修工事の状況を報告いたします。

建築年度が昭和53年度に建設されております。それと、平成2年度に外壁塗装工事を約1,100万円程度かけてやっております。それから、平成9年度に南側の外壁防水工事も行われております。約200万円。それから、平成13年度に内部と外壁等の改修工事が行われております。これが約700万円。それから、平成15年度に舞台のどんちょうの改修工事が行われております。これは建物に関係ないと思いますが、約300万円。大きいものだけちょっと報告させていただきます。

それから追加です。去年の平成28年度に雨漏り漏水工事を行っております。約2,200万円です。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

2 番。

2 番（浜野 亘 君）

ありがとうございました。お尋ねをした内部のところが平成13年にしたと。内容はわかりませんが、天井部分の鉄骨の塗装をされたのか尋ねたんですけども、ちょっとそこは回答がなかったかと思います。わかりましたら。

それから、公共施設等総合管理計画の記述についてです。

建築後40年以上の施設は、大規模改修を行わず、60年後に建てかえることを前提に、現施設全てを維持すると仮定した場合とありますが、そもそも40年以上たったものが、60年も放ったらかしでもつものかというのがあります。この委託業者は何ってすばらしい業者なんでしょうね。耐用年数を超えてしまうのではありませんか。あり得ないと思います。

公共施設等の個別管理計画を作成中とのことですが、町民体育館は床板がささくれ出すと危険なので、完成後間もなく40年になります。一度も張りかえをしないままで、床板は手入れがよかったのではないかというふうに感心しております。

数年前の雨漏りや経年劣化により、床板も壁、内側の壁の周辺は相当傷んでおります。内部塗装もしていない状況で、結構はげてきておりますので、恐らく湿気で鉄骨の塗料がはげていると思います。

外壁は、コンクリートと塗装の間に水がたまっています。あと60年も耐えられるということはないと思います。

教育長は、大規模改修工事が必要だと思いませんか、お尋ねをいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

佐々町勤労者体育センターについては、築38年経過したということで、大規模改修等検討をすることも必要かと思っておりますが、いずれにしろ、単品での検討というよりも、全体的な総合管理計画の中で位置づけていく必要があろうかなというふうに思っておりますし、確かに、部分的に早急な対応が必要な箇所等も出てくるやに思っております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

企画財政課長。

企画財政課長（今道 晋次 君）

今、議員の御質問で、少しちょっと誤解があるのかなと思いましたが、公共施設総合管理計画の将来費用の推計のところですけども、例えば更新の年数というふうな捉え方でいったときの大規模改修は、建築後30年という捉え方で、将来費用の推計をしております。建てかえについては、建築後60年ですので、現時点から60年ということではございませんので、ちょっと一部誤解があるのかなと思いましたが、申し添えておきたいと思えます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

2 番。

2 番（浜野 亘 君）

すみません。よく資料を見てなかったということでしょうね。60年後に建てかえると前提に
って書いてあったんで、申しわけございません。

2011年の東日本大震災もニュースになった東京の九段会館で天井が崩落し、2人が亡くなら
れ、20人以上のけが人を出したということも御存じだと思います。

避難場所で、屋根が崩落することがあつてはならないと思えますので、事故になる前、対応
すべきだというふうに考えます。

以上で、2番、浜野亘の質問を終わります。答弁要りません。ありがとうございました。

議 長（淡田 邦夫 君）

建設課長。

建設課長（山本 勝憲 君）

先ほどの答弁の中で、容積率と建ぺい率のお話がございまして、私のほうが200%か400%と
いうことで、容積率のほうを御説明いたしましたけど、正確には300%ということをお願いし
たいと思えます。よろしく願いいたします。（発言する者あり）建ぺい率は70%で、容積率
が300%という地域になっております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

ただいま建設課長が訂正を申しあげましたけども、そういうことでよろしいでしょうか。

以上で、2番、浜野亘議員の一般質問を終わります。

15分まで暫時休憩といたします。

（14時09分 休憩）

（14時16分 再開）

— 日程第7 一般質問（川副善敬議員） —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

川副議員から、一般質問方式を一括質問・一括答弁方式から一問一答方式に変更したい旨の

申し出がありました。申し出のとおり変更することに異議ございませんでしょうか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって一問一答方式により 9 番、川副善敬議員の質問を許可します。
9 番。

9 番（川副 善敬 君）

温浴施設の和解金と町の責任についてということで質問いたします。

まず、1 問目ですけれども、平成27年 8 月に町外業者に対して試掘した温泉井戸及び浅井戸を埋め戻して土地を明け渡すと、明渡し請求で訴訟しましたが、町は28年 5 月に和解勧告を受け入れました。この和解勧告をなぜ受け入れられたのか、まずお尋ねをいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今御質問の和解勧告の受け入れた理由ということでお話がありました。

昨年の 6 月の議会において訴訟上の和解に関する件ということで御審議をいただいたわけがございます。その際に裁判所からの勧告を真摯に受けとめ、やはり被告との関係をやはり完全に断ち切った上で当該土地を早期に有効利用するために、本件の和解に応ずることが望ましいということで、私が判断をいたしまして、そういう答弁をさせていただいております。

その背景でございますけど、やはり弁護士との協議の中で和解をせずに判決を待った場合に長引くおそれがあるということ、結果として訴訟に係る財政的な負担も生じること、それが土地利用についても早期利用の活用ができないということ、状態で長引くが続くということで、特に被告との関係を私としては完全に断ち切って、できない可能性があるということでございますので、そういう判断から今回、和解勧告を受け入れたということでございますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

9 番。

9 番（川副 善敬 君）

和解を裁判官から受け入れたということですのでけれども、今からここにいる私も委員会記録、全協、定例会ずっと持ってきておりますが、なぜこれが和解を受け入れなければならなかったのかということですが、まずはじめに質問しますけれども、初公判の27年 9 月10日では、裁判官の意見は話し合いっていうのではないかと、土地を明け渡すのに、土地の明け渡し原状回復という佐々町の訴えを認めていたような考えでありましたが、それからどうも一方的に向こうが対決、3 回裁判でとか、第 2 回からずっと反論いたしまして、町にどうも不利なような形での和解になったけれども、そこら辺での流れ、佐々町の主張するべきことはされたのかどうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

それでは、一応これいろいろな和解に至りました検討ということで、弁護士とのお話もさせていただきました。私も何回か弁護士事務所にも行ってお話をさせていただきました。これ 5 月の 15 日に平成 20 年に無償貸付ということで、貸付した土地の返還を求めるということで、訴訟を提起いたしました。この争点としましては、使用の貸借が終了しているのか、それからもう一つは祐徳温泉の温泉権が有しているのかとか、温泉権に占有権限が付随するのか、それから祐徳温泉が負うべき原状回復を含む義務の範囲とか、いろいろ設備の撤去、温泉井戸の埋め戻し義務はどこまでなのかと、そういうことでございました。我々もその中で和解を検討する上で、争点の見通しというか、どのように想定をされるのかということで、弁護士さんとも協議をいたしまして、なかなか、そういう先ほどお話がありましたように、裁判官の認識というのものもあるわけでもございまして、その中でいろいろ様子を探りながら我々も今やってきたわけでもございまして、1 つ目は、やはり使用貸借というのが終了しているのかということでお話をさせていただきましたが、裁判官の認識というのは土地の使用承諾書という仕様書の期間に記載されている平成 20 年の 7 月 1 日以降ということで、温浴の施設の営業期間より 20 年間という部分について、やはり使用の貸借の期間満了とか、目的達成等による終了事由がないということを考えておられるのではないかとということで、なかなかこれが難しいところがあるということでございまして、もう 1 つは、祐徳温泉が温泉権というのを有しているのかという、これについても本件の温泉が全く価値がないと言えないということで、発言を裁判官のほうで途中されまして、その中でやはり温泉源が求められる可能性があるということでございまして、そのような諸々のものがあって、裁判官の後をもってそういう途中から心情が変わったのかどうかわかりませんが、はじめから思っておられるのかかわからないわけですが、そういう理由がいろいろあったのではないかと、私は考えているわけでありまして。

議 長（淡田 邦夫 君）
9 番。

9 番（川副 善敬 君）

今言われるように、20 年の承諾ということですが、土地使用承諾書には事業にかかる温浴施設の開始日よりと書いてあるですよ。開始してないんで、私としては、そして目的として掘削後の新築予定の温泉施設に温泉を供給するためとあるが、それは開業してないんだから、そこら辺の権利というものが沸いてくるのかなと、私はまず疑問に思っております。これは、もう私 4 年間ブランクがありますから、報告書でやっております。それで裁判結果。そして、まず町が第 3 回裁判で裁判官より 3 年以内の開業について双方に持ち帰り検討依頼するようにはありましたね、裁判所の記録に。で、これが町が、町長がですたい、27 年の 7 月 22 日に相手の会社が佐々町に来訪して湧水量が確保できないので先に進めない、それから 21 年 12 月に定例会で、これも相手会社が事業を断念したと報告があつとるですね、定例会。そしたらば、これをなぜこの事業を断念したところを裁判所から言われて持ち帰って、3 年以内の開業ちゅうことで、また改めてなぜ検討することを承知したんですかね、町は。そこで事業撤退したと、明らかにここで定例会で報告してあるんですから、裁判所がそこで裁判所ちゅうのは、はじめからこの裁判ちゅうのは何か和解に持って行くような形できとるから、なぜここで事業断念と報告があつたのに、ここで持ち帰って検討依頼とされて、それをしたのか。そして今までも断念から約 7 年、事業について資金の見た経済状況が好転すればとか、相手会社がはっきりとした抽象的な会社の回答があつてます。なぜこの後に及んでこの 3 年以内の開業ちゅうことを持ち帰って検討する必要があつたのか、そこで和解に引きずり込まれたんじゃないかなと思うんですけども、それについて答弁をお願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）

企画財政課長。

企画財政課長（今道 晋次 君）

今御質問の第3回の裁判において裁判官のほうから3年以内の開業について双方持ち帰り検討をとということでの裁判官からの御指摘がありました。議員おっしゃるようなことが、裁判官の意図としてあったかどうかわかりませんが、いずれにしても3年以内の開業が可能なのかどうかを確認をしたいと。その3年というのは、裁判官がその当時おっしゃられているのは、今の現状からして実際に開業にこぎつけるまでに3年程度は時間がかかるだろうからというふうなことでのお話があったかというふうに記録がありますので、そういったところでの持ち帰りが最初にあったというところかと思います。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

9番。

9 番（川副 善敬 君）

これはもう、第3回裁判の時には、もう訴えてから祐徳が事業を断念してからもう7年になっとるですよ。そして、その7年たった上にこの私は事業再開を裁判所は確認してくれと。そういうふうには受け入れるちゅうのははじめから和解でいこうというような考えだったと私は思うのですね、向こうは。だから、町はあくまでも主張するべきだったということで今言ったんですけども。

それから、埋め戻しはなぜ承認されなかったということでお尋ねします。

埋め戻しすれば、当然、権利は消滅するわけですよ。ところが、後からもうひとつ、2番目に質問しますけれども、これについてはたびたび了解は相手会社からいただいておりますということで、委員会、定例会、全員協議会で執行のほうから報告受け取るんですよ。これ後で回数2番目にいきますけど、だからこの点でなぜこういう事実があるのに、こういうふうには和解の方向に持っていったのかちゅうことですよ。相手会社はきちっと、2番目に言いますけど、もう埋め戻しにしては了解していますよということを執行から何回聞いてるんですかね。日付も後で言いますけど、だからこういうのを聞いてなぜここで裁判で押して行かなかったのか。この相手が了解しましたちゅうのは、これはそうすると、これは裁判所のほうでどういうふうな形になったのか、これお尋ねします。

議 長（淡田 邦夫 君）

企画財政課長。

企画財政課長（今道 晋次 君）

企画財政課長。先ほど町長のほうからも答弁がありましたけども、今、川副議員さんがおっしゃる埋め戻しについてですけども、その埋め戻しにつきましても、基本的にこれは弁護士さんとの話の中ですけども、最終的な判決がどういうふうになるかというところで想定したのが3つの判決でございます。

1つは、いわゆる原告の訴えが棄却される可能性があるということ。原告、もちろん町ですけど、2つ目が、明け渡しのみ容認というふうになる可能性がある。明け渡しのみというふうになる可能性がある。3つ目が、明渡し請求も埋め戻しの請求も、いずれも容認される可能性がある、で、この3点を弁護士さんと協議をしていく中で、最終的には和解に至ったとい

うのは、先ほど町長が申しますように、温泉権というのがあるのかないのか、以前の判例等の中では温泉権が認められている可能性があるというふうなこともあり、また裁判官が今回の温泉に全く価値はないとは言えないという先ほど町長の答弁にありますように、そういった発言がなされてたということもありまして、結果として今回、和解という形でいくことを選択したということになっております。

それは、いわゆる相手方が負うべき、いわゆる原状回復義務の範囲というのが非常に曖昧であったと、要するに温泉権を仮に有しているというふうに判断をされた場合、設備の撤去、また温泉井戸の埋め戻しという義務はないというふうに判断される可能性があるという、そういったところを弁護士との協議の中で整理をし、今回のような判断に至ったというところで理解をしているところでございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
9 番。

9 番（川副 善敬 君）

まあ、はじめから弁護士さんがそういった裁判所が和解ちゅうことで、そういう方向に必然的に流れていったと思いますけども、ただ私としてはまた 2 点目で申し上げますけど、この金額についてお尋ねします。

そうすると、第 5 回、第 6 回裁判については、埋め戻しもせずにそのまま和解について相手は 5,000 万かかったということですね、5,000 と 80 万だったかな、記憶で。そうすると、それは帳簿でちょっと確認したとか書いてあったんですけど、こちらは正式に税理士などの専門家について確認してもらったのか。というのは今いろいろありますからね、これは。それから、その 5,000 万かかったのもそっちはかかったけれども、こちら町の仕事でボーリングをやってますんで、どこの業者に依頼するか別にしても、どの程度の金額がかかるのかっていうことは、町自身もこれは検討して見積もったのかということですね。そして、埋め戻しについてもですね、例えば町でするような当然、和解すれば町の出費になるわけですね、出費になるちゅうことは、この 500 万以上にまたその金も要ったちゅうことになるわけですよ、ですね。だからその埋め戻しについても見積もりを立てたのかどうか、それをお尋ねします。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長いいですか。町長。

町 長（古庄 剛 君）

はじめのボーリングですか、ボーリングについては会社が立てたと思います。ただ金額的にどれくらいかかったのかというのは、私どもはうわさには聞いておりますけど、どれくらいかかったというのは、私のほうでは見積もっていなかったと、多分当時はですね、いなかったと思います。業者のほうで掘削をされるということでございますので、業者のほうで、祐徳さんのほうが頼まれて、業者を見積もりされて、そこに頼まれたという。

議 長（淡田 邦夫 君）
9 番。

9 番（川副 善敬 君）

いやいや、それやなくて、後からでもいくらかかったのか。向こうが 5,080 万かかったならば、こちらは正当に——よかよか。

議 長（淡田 邦夫 君）

はい、どうぞ。町長。

町 長（古庄 剛 君）

うちは、全然、掘削についてはやってないということでございます。それでいくらかかったというのを見積もりもとってないと思っております、私のほうはですね。

議 長（淡田 邦夫 君）

副町長。

副 町 長（大瀬 忠昭 君）

この今、町長からありましたように調査はいたしておりませんが、当時1,350メートル掘られておるといことですね。一般的にやはり4,000万から5,000万程度の費用は一般的にかかるというお話は聞いております。ただ、これは一般的なお話でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

9 番。

9 番（川副 善敬 君）

あのですね、向こうが5,080万かかったと相談する、見積もりはちゅうことですね、これは裁判で問題になってるように、それならば裁判官が言うように競争入札すればよかったわけですね、裁判所書いてあるですね、この判決文に。

私が言いたいのは、後からこっちが和解になるというのに、和解の金額を向こうが5,080万かかったと言うならば、当然、町としても本来いくらかかるんだろうと、ですね。こちらがした場合。そして相手にきちっと、相手の企業誘致ちゅう形ですとるならば、我々は企業誘致する場合に相手企業の決算書から何からきちっと見るじゃなかですか。だから、今度も本来は相手の償却資産で残ってるのか、何で残ってるのか私はきちっと情報はわからんけども、漠然と見たとは書いてありましたよ、報告書に、委員会に。しかし、本来ならきちっとこっちも専門家入れて、経理士さん入れて、税理士入れて、決算書もらって、きっちとした領収書、というか決算書もらって、領収書はなかか、自分のほうですとるけんね。ああ、白磁乃湯かどっか発注しとるけんあるたい。そういうものを突き合わせて、はっきりかかった金額を確認して、そしてうちもちゃんと見積もりを取って、そしてただ話は聞いておりますじゃなしに、和解するちゅうのは町民の税金を払うんですから、そんならい公金を大切に考えてね、この和解に臨んでもらわんとね、和解ちゅうてきとるけんが、向こうが言うたとはこれだけよという形ですとらうちゅうことはね、非常にこの和解についても何か一方的に向こうのね、言うことばかりで、弁護士とか裁判官入っても、なるべく和解進めるんですよ。この弁護士さんは、佐賀県か知らんけども、例えば長崎県同士であつたら弁護士同士話し合うんですよ、これは事実ですもんね。実際私もそういう裁判で、そういう経験ありますからね。そういうことで、結局漠然としたことで相手のペースに乗るとるちゅうことですよ。それから、和解金についても相手は1,000万と口頭で、口頭ですよ、相手は1,000万を口頭で言ったんでしょ。それについて何の資料も求めなくてね、根拠の求めなく、そして半分の500万払ったらどうかというふうな、この裁判官か弁護士か知らんけど、ここにあるけど、そういうふうな和解の仕方はないと私は思う。根拠はきちっと調べてから、やはり金銭の支出は私はするべきだと思う。

そこでですね、この500万の根拠は何なのか、それとまた温泉とは業者に依頼したら125万と

いうことを出しておりますということだったですね、裁判所に記録にある、そうですね。そうするとここまでしとって前の 2 点はね、見積もりしとらんちゅうのはおかしかね、きっちと。それで、どうして結局、温泉権は 125 万であれば 125 万ということで通さなかったのはなぜなのか。相手の漠然とした 1,000 万口頭で言うて、裁判所が 500 万、本来 125 万のそれを、温泉権が 125 万なら 125 万で通すべきじゃなかったんですか。そこら辺を私はお尋ねをしたい。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
温泉権の云々については、相手側が 1,000 万と言うのは、1,000 万の温泉権といえますか、そういう売買事例も出てるわけですね。それでうちが 120 万だったかね、（「123 万。」の声あり）123 万の温泉の、私どもは今の相場が一番安いものをお願いして裁判官に出したわけです。私たちはこれくらいしか見ませんよということをお願いしたわけです。それで、向こうのほうは多分 1,000 万かのあれで、今の温泉権を占有した場合は 1,000 万円ですよと主張されたわけですね。その中で間を取って 500 万ということが出たんじゃないかと。私どももちろん 123 万で主張しました。裁判所でも主張しまして、そう言ったんですけど、裁判官は和解勧告の中でそういう金額が出たということで 1,000 万円の多分、事例で見れば温泉権の権利というのも 1,000 万円かかったということもありましてですね、だからそういうことで裁判官は見たんじゃないかと。私は中身はわかりません。どういう査定で出したのかというのは全くわかりませんが、我々も 123 万で主張しました。相手は 1,000 万円で主張したということで、その中で 500 万になったんじゃないかと私は考えております。
そういうことですので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
9 番。

9 番（川副 善敬 君）
まあ、今の答弁はちょっとね、裁判に臨む町側の答弁としてはちょっと不可解やな。相手が 1,000 万要求したから 500 万で話がついた。そういうことではなくして、きっちと（町長「裁判官が言っとるんです。」）裁判官がやろうが、でしようが。だから、向こうのペースにならんで私は裁判を最後までなぜせんやったかちゅうとを最後に言いたかった。
そりゃあ、いろいろ後から出てくるですよ。いろいろ 2 問目でも。しかしながら、この和解するにおいても根拠の金額ちゅうものをね、きちきちと正式なところで調べてぶつけていかんと、ただ向こうが言うたからと言って、私が読んだ限りではどうも向こうのペースにはまっておるといような感じやった。だから、違うちゅうても結果的には金払ったんでしよ、でしよ。はじめは全部そがん考えてないんじゃないですか。だから、この結果見るとね、町の主張はね、はじめは鵜呑みにして明け渡しだったでしよ。そうすると、この主張は全然通ってないわけでしょう。はじめに提訴どおり言っとらんで、これは和解ではなく、これは明らかに向こうのペースでこちらが負けとるんじゃないですか。これについて最後、この件について町長の答弁をいただきます。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

真意はこの和解勧告を受け入れてたから負けているのではないかということは、私は全然そんなことは思っていません。先ほど申しましたように、やはり被告との関係を早く断ち切って、やはり早急に町有地を有効利用したいという考えがあったものですから、和解勧告を受け入れたということでございますので、それだけでございますのでよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

いいですか、9番。

9 番（川副 善敬 君）

和解勧告を受け入れて、早急に土地の有効活用と言うけども、あそこの土地を購入してからもう二十何年たつとるですよ。あそこですよ、サンビレッジを。その間、何も利用してきとらんわけですよ。それで温泉施設来るのを待って、温泉施設が来て、温泉施設の事業をして、そしてこれはいいということでやった、やったけれどもお湯が出ない、資金面の目途も立たない、そういうことでまた7年間また置いているんですよ。だから、有効活用というよりも自治体として、町の責任としてね、やはり裁判で私は最後まで争うべきだったと私は思います。

この件、これで終わります。何かあれば言うてください。

議 長（淡田 邦夫 君）

いいですか、町長。

町 長（古庄 剛 君）

先ほどのお話がありましたように、最後まで争うということで高等、それから最高裁でずっと上まで行った場合ですね、さっきの負担費用とかいろんな問題ですね、やはり町としてなかなか厳しいのではないかと感じておまして、そういうことで早く、これも時間、どれぐらい年数がかかるかわからないわけでございます。そういう中でやはり和解があったちゅうことで、和解勧告を受け入れたという状況でございますので、御理解をいただければと思っております。

議 長（淡田 邦夫 君）

9番。

9 番（川副 善敬 君）

言われたら言いようになってきた。最高裁まで、いろいろな問題でも自分が正しいと思ったらね、やっぱり最後までやってるわけですよ。だから、何年かかるかわからんって、今ですよ、先ほどみたいに利用してないのに、こういう町の主張が通らない、全然通らないんやったら、裁判までして結果を明らかにして責任を明らかに私はすべきだったと思います。まあ、これは私の意見ですけど。

2番目の土地使用承諾書について入ります。

土地使用承諾書で試掘を許可し、正式な契約書を交わしてなく、20年の賃借権が発生したとある。また湧出量が確保できないので事業を断念したと議会に報告がありました。その後の埋め戻し、業者が自社で行うということだったが、この埋め戻しをするということだったということが、裁判では否定されたがなぜなのかお尋ねをいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

これは23年の3月に祐徳温泉を訪問しまして、提案公募型で進めてきた温泉の利用について不調に終わってしまったということを伝え、その際に掘削費用の埋め戻しについても伝えて了承を受けたと、了承をさせていただいておりました。

しかし、その後に平成25年11月に書面にて、本件土地に物件としての温泉権を有しているという主張されておまして、双方の話が折り合わず今回、この前申しましたように6月、昨年までで明渡し請求訴訟を行うということになったというところでありますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
9 番。

9 番（川副 善敬 君）

これ、委員会記録で交わしておりますけど、この記録を私読み上げさせていただきます。これは、21年9月30日に定例会で町長が、これ以上の投資は行えないと正式回答があった。そして、複合施設をつくりたい、そして27年の1月27日の総務厚生委員会にも温泉施設をつくりたいということで、再度事業提案されております。そして、そのときに、そのときの企画財政課長も後から、後からの企業が井戸を使用する場合には協議してください。使用しない場合には埋め戻して権利を放棄してください。この2つは整理はついている。埋め戻しで登録は抹消することは了解しておられる。いろいろな問題があったが、土地は借地で取り組んできたが、土地と建物が一体でないと借入れが難しい。今後の状況次第では埋め戻しもあり、活用については民間同士話もあるということで、まず相手企業が埋め戻すということをまず言うておられる。

それから、22年7月26日の総務厚生委員会でも別の課長が、進出する企業が新たに掘削する場合には祐徳は埋め戻して元の状態にするという同意を既に受けている。そこに、権利金はありません。

それから、22年8月11日の全協でも、温泉施設以外のケースが出てきた場合でも、相手企業が埋め戻して町に返していただく、その権利はここで消滅するということです。委員会でこうたびたび言っとらすね。また、その後の9月15日の全協でも、9月の協議、埋め戻しについては確認できている。そしてですね、23年2月の総務厚生委員会では、ついに町長が再度提案してきた温泉業者の旧事業者ですか、全部撤退をしたと、ここで報告があつとる。そして、これ参考までに、22年の9月29日に定例会で私が一般質問しております。当時のその事業者が撤退した時には、もうその試掘したところはふたして、契約においても事業進出しないう場合にはこの権利は放棄するとか、本来は契約書をとらなければならないわけですよ。そういう形のをしっかりやってないと、この問題は企業が出てこない場合でも解決しとかんば、後で賠償問題になる問題だと私は質問で言うとります。そしたら、24年のその後24年の12月の定例会でもですね、3月2日に相手会社にて副町長の報告、明確に相手の回答を求め、埋め戻しについては了解をいただいている。それから、また21年10月19日には、その23年3月2日に相手の会長との協議で確認を取っておりますということで、だから定例会で3回、全員協議会で2回、総務厚生委員会で2回、これはこれだけの総務・全員協議会・定例会でですね、埋め戻しの了解を得たと報告しながら、なぜ裁判でこういう結果になったのか。副町長、町長、課長さんなど複数の職員が報告し、その町長、現町長も報告を受けていて、また同席しております。議会

はこのとおり報告を受けていました。この事実をどう反映されたのか、お尋ねします。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
これは、先ほどお話がありましたように、確かにそういうことで埋め戻しをするという約束を言ってからお話をしてるわけですけど、これがなかなか約束を守れていなかったということで、はじめて明渡し請求をだからしたわけでございます。

何回も、我々も聞きに行ったし、副町長も行ってるし、それから前の企画財政課長も現にその温泉会社に行ってます。そういうことで早く埋め戻しをしてくれということでお話をしておりますけど、これをなかなか約束を守らなかったということで、明渡し請求をさせていただいたと、我々もそういう土地利用がありますので、そういうことでやったということでございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
9 番。

9 番（川副 善敬 君）
これだけ相手会社に赴き、そしてこれだけの報告をしながらですね、裁判所がなぜ認めなかったのか。メモ、出張記録、そういうものにちゃんと記載されてるんでしょう。それを証拠として提出されたんですか、お尋ねします。
これだけの委員会、全協で報告しとって、出張記録、メモ。

議 長（淡田 邦夫 君）
企画財政課長。

企画財政課長（今道 晋次 君）
すみません、記憶がちょっと定かではありませんけど、ある程度の資料は裁判所のほうに提出はしましたけれども、ちょっと今手元にございませぬ。そのときに出張の記録等々を出した記憶はちょっと、今のところはすみませぬ、ございませぬ。

議 長（淡田 邦夫 君）
9 番。

9 番（川副 善敬 君）
先ほど言ったように7回から8回にわたって委員会、全協、定例会で報告してるんですよ。町長あなたも同席しておられる。そしたらね、横におって出張、メモでどこまで相手と確認しとるか。結局文書で、埋め戻しの文書でいただいとらんから、こういう問題が起きとる。しかしながら、これだけの人間が、うちの職員が行って、相手と話を、埋め戻しをさせようという答弁が7回もあった。そしたら、当然出張記録とかメモとかあるべきじゃないの。それはどうなんですかね、出張記録とメモと。普通民間の会社だって、きょうは何してきたと営業日報あるじゃないですか。ここは取り引きが少し可能ですよ、駄目ですよって。で、自治体だって出張記録ちゅうのがあるでしょう。出張目的で書いて出張の内容書いて、そうすればちゃんと文書でしとるから、裁判所に出せば証拠になるじゃないですか。その出張記録とメモはどうなっ

てるんですか。

議 長（淡田 邦夫 君）
企画財政課長。

企画財政課長（今道 晋次 君）

記録はございます。私の記憶の中で裁判所に口頭では弁護士さん通じて話した記憶はございますけども、そのときの出張等の記録を裁判所のほうに証拠書類として提示した記憶は、ちょっと今私に残っておりませんので申しわけございません。

議 長（淡田 邦夫 君）
9 番。

9 番（川副 善敬 君）

これはね、重大なことですよ。契約書を交わしていないのなら出張記録の中で、相手の会長と会いました。承諾いただきました。7回も返答いただいておりますよ、委員会も全員協議会も定例会も。これはね、あるのかね、ないのかねこれは、町長。出張記録はあるんですか、ないんですか。出してくださいよ。大事なことですよ。これがあれば裁判所だって和解にいかんでよかったんじゃないですか。いや、思うようじゃいかんよ、こりゃ。大事な町民の財産を500万も払ってさ、埋め戻しもこっちがせんばいかんとにさ。出張記録出してくださいよ、本当かどうか。ちょっと休憩して。そしてちゃんとね相手の返事を。

議 長（淡田 邦夫 君）
休憩します。

（14時55分 休憩）
（15時06分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）
休憩前に引き続き会議を開きます。
企画財政課長。

企画財政課長（今道 晋次 君）

すいません、先ほど、私の記憶が定かでなかったんですけども、裁判のときの書類を捜しましたところ、27年10月26日に書類を、裁判所の証拠書類として提出をさせていただいております。

提出した書類は、平成21年7月22日に先方のほうから、断念した旨の話においてになられたときに、町のほうから、仮にこの場所以外で同様の施設を取得するということになればどうなのかというような質問の投げ方をしております。それに対して、先方が井戸は埋め戻してもよいということで明確に答えられていますので、そういったことで、裁判所のほうには資料を提出しているというところでございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
9 番。

9 番（川副 善敬 君）

それだけの文書が、最後は、一番肝心な裁判所から指摘された問題に入りますが、それだけの、向こうから口頭でしか返事はもらっていなかったちゅうのが一番の原因、責任です。それは今度、最後に言いますが、そうすると、それだけの文書がありながら、その弁護士なりは、それは証拠採用としてどのような見解を持っていたのかお尋ねします。

議 長（淡田 邦夫 君）

企画財政課長。

企画財政課長（今道 晋次 君）

ほかにもたくさん証拠書類を提出をさせていただいております。その中で、裁判官がどのように判断されたかというところは御説明をいただいているので、申しわけございません、それ以上はちょっとわかりません。申しわけございません。

議 長（淡田 邦夫 君）

9 番。

9 番（川副 善敬 君）

裁判官が証拠採用を認めていなかったということで、もう、仕方ありませんが、結局は、一番の問題点はやっぱり、今から指摘しますが、契約書をつくってなかったということです。

3 点目に入りますが、和解金 500 万を町が支払ったのですが、行政執行上の瑕疵はあったと判断いたします、私は。その責任は前町長、現町長にあり、求償を求めるべきだと考えます。その理由としてまず、1 点は、裁判官の主な意見です。この中で、失敗したときのことを考えていない、これは前町長の分ですけど、これにつきましては、前町長はこういう発言をしておるわけです。「町は先に温泉施設の誘致を進めた、誘致を 21 年 1 月 23 日、まず温泉が出るのが前提条件なので、サンビレッジ北側での試掘を了解いただきたい」それから、もう 1 点、「社長、専務と 3 回会っておる、1,500 メートル掘れば必ず温泉は出るんだと説明を受けている、試掘を許可すれば、これができるんだと前提で話を進まなければなりません」ということです。

それで参考までに、委員会としては、とりあえず先行作業としてボーリングすること、試掘することは了解、賃借権の整理をしておくべきとの意見を委員会では出してあります。

それから、契約が問題ではなかったということです。これについては、前町長が土地使用承諾書を 20 年 7 月以降、5 月 14 日の日付で土地使用承諾書を発行しております。

そうすると、裁判官の主な意見、これは前町長の行為ですね。「失敗したときのことを考えていない」今、私が読み上げたとおりです。成功するんだという前提のもとにあるということで、これ裁判官の意見ですよ、今度。そして、「契約が問題だったのではないか、本来なら競争入札で業者を決定、そして、土地使用承諾で町弁護人の意見としては、裁判官は土地使用承諾書の使用する期間、20 年 7 月以降、本事業に係る温泉施設営業開始日より 20 年との記載を重視し、使用期間の満了は目的達成による終了事由はないとしておる」これも、土地使用承諾書で前町長が発行しておる。本来は契約書で発行せんばいかんです。これで私は、前町長に今の責任があると思います。

それから、現町長に対しては、一旦、湯量が期待できないのでこれ以上の投資はできないと正式な回答があった。そして温浴施設設備については、提案公募型で行きたいと説明して、また温浴施設に取り組んだ、それで公設民営でいきたいと、そしてその最後は、また、民設民営

でいきたいとか、その都度、変わってきております。

そして、私も22年9月15日で倒産解体のリスク等について述べております。それは佐々町の企業誘致の例を述べております。マックスバリュ、西海ハローの前の西海工業、それから、佐々小の後の西九州ウイング、堀田株式会社、それから小浦の特殊陶器株式会社、全てが一番はじめの誘致企業としては閉鎖しておりますけど、土地を町が売却しておったんで、後の処理に手間が要らなかった。だから、そこら辺の問題を、私も小さな企業をやっておりますんで、指摘しております。そのときにも町長は、リスクはありますというような答えを町長は言われておる。私は、自治体の町がリスクがある事業をするんかなと思うとったけども。そして、23年2月17日に、総務厚生委員会で温泉施設の公募をしておって、9社が全部撤退しましたね。だから私は、現町長は総務理事としても副町長としても町長としても、この温泉施設については委員会、定例会にも出席し、はじめから断念までのいきさつを承知しておるんですね、まず、1回目の企業さん。しかしながら、温泉、その1回目の相手企業は温泉経営のベテランの会社ですよ。それが撤退した後の委員会、議会からたびたびリスクの指摘を受けながら、この事業に執着してですね、そのために、後から来る企業は、その井戸を使う場合には協議してくれとか、相手にしてみれば、まだ井戸が生きているんだと、協議することによってその権利はあるということを逆に認識させておるわけです。

私は質問として、前町長、現町長とも行政執行上の契約書をとらんやっただとか、いろんな問題の瑕疵により町民の大切な財産の管理を怠り、貴重な税金を和解金として支払った。ゆえに町は、前町長、現町長に求償を求めるべきであると考えますが、いかが考えますか。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
これについても、行政上の瑕疵があったということで判断されるということで、今、御質問がありまして、前町長と現町長に求償を求めるべきじゃないかということでお話がありました。この求償訴訟についてでございますけど、これも我々が和解する前にもいろいろなお話をさせていただきましたし、和解後についてもうちの顧問弁護士さんともお話をさせていただきました。

これについて弁護士の指摘としては、必ずしも適切な処理ではないわけでございますけど、違法性がないということで損害金の算定もできないため、そういうことから町が求償を訴えるということは起こすことができないと、我々は考えているということで、私どももそういうことでお話しをお聞きしておりまして、やはり政治的活動として間違っていないということで、和解の責任はないんじゃないかということで弁護士さんからもそういうお話を受けておりますので、確かに、皆さん方に大変いろんなことで御迷惑をおかけしたと私も思っております。そういう中で、我々としましても、今後、十分そういうことを糧にしながら、やはり頑張っていかなきゃならないと思っていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
9番。

9 番（川副 善敬 君）

求償権の1条の2項と2条の2項にあります。真の損害発生原因者がほかにある場合は、支払った賠償金をその者に請求することを認めている。

だから、私は言いたいんですけど、今、前町長と現町長の責任を言いました。そうすると、

かつて佐々町が清峰高校の野球部の講演会に寄附して、これも求償して払っていただいた。そして、かつての町長が業者の、建設業者の指名停止の訴訟をしたときも、町が支出したことに対して責任を感じ、そして町に弁償していただいた。そういうことからしても、この責任については、ただ、今後注意しますというだけでいいのでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

私はどうすればいいのかわからんですけど、減給ってこともお話しをしていらっしゃるんですか。何かちょっとわからないんですけど。

その話は、私も前の議会のとき、6月議会のときも（川副議員「それを最後に言います。あなたは、今、求償訴訟についての考え方を、今、聞いておったから、もう一遍、僕の言った求償権のそれはどう解釈するかっていうて。」）私は、だから先ほど申しましたように、私としては求償訴訟にはなじまないということで、今考えているところで、損害金も算定できないというお話が来たので、それを、今、先ほど回答したわけでございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

9 番。

9 番（川副 善敬 君）

そしたらば、町長が26年3月の第1回定例会の4日目で発言されております。「温浴施設については、副町長とか課長ではなく、やはり最終的に決めたのは全部私のほうですから、やはり内容的には全責任を町長がとるべきと考えております」、そうすると、この和解してから1年何カ月か、今まで全然責任をとっておられなかったんで、私はお尋ねしたわけですから、これに基づくと町長は減俸なり何なり、自分で処分するということですね。

だから、するのか、せんのか。

だから、私が言うてから言いなさいって、それは言うてもらわんと。例を挙げれば、平戸市長もバスの債務責任でちゃんと払っているんだから、減俸なり。だから、この前の秋田県も知事も一緒やけど、町が500万支出しとるわけですから、これについては早く減俸なり責任をとるべきだったと私は思う。今まで何でとらんやったか。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

4年前のことですよ、あなた言っているのは、そうでしょ。（川副議員「いやいや、責任ばとるっちゃうのは、それは和解の——。」）28年ですよ、28年のですよ。だからそのときに、私は求償訴訟をしたときに議会ともお話しして、私が責任をとるのが——。

議 長（淡田 邦夫 君）

ちょっと、町長も9番議員も対話方式にしないでください。議場ですので、どうぞよろしく。町長。

町 長（古庄 剛 君）

減俸の、私のほうもいろいろ考えてお話しをしました、中でです、前の議長さんとかもずっと話して。それで、それはいいだろうということで、お話しは出さなかったという経過がございますので、今、それを出すというのは、またおかしくなりますので、今のところ私は出すつもりはありませんのでよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

9 番。

9 番（川副 善敬 君）

それは、前の議長は言うたっちゃうことじゃなくて、本来は責任をとるって言うとするんだから、何らかの減俸なり、何らかの処置は、あなたとるべきじゃなかったと。町がこれだけ支出して、議会でもちゃんと金銭的な支出の責任はありますって言うとするんですよ。金銭的になって言うとするんですよ、発言をきちっと。だから、当然、それは責任をとらないかんでしょう。いや、あなた発言しとるんだから。副町長が金銭的な支出もいといませんって発言しとるんです。そうすると、その後あなた、いや私の責任ですから、私もとりますということで、金銭的支出に同意しとるわけですから、そして1年何カ月もしていないわけですから。

私が言うように、よその市長、知事もきちっと自分のしたことに対して責任ととるんですから。いや、あなたがおって承諾書、これやっぱ今、言うたように、あなたはそう思うても、町が和解金500万も支出したっちゃうことは事実なんですから。その責任について、やはりあなたもとるって言っているんだから、それは金銭的な支出でしかないでしょう。

それで、1年何カ月もそのままにしてあるから、私、この議事録ば見てから言いよるとですよ。あなたが責任とるって言うたらんなら、またこれは別物。責任とります、金銭的な支出に対してもって言うとするんですから。1年何カ月もたって知らんふりはいかんやろ。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

責任をとるって、何に対して言っていますかね、私。（川副議員「議事録を持ってくればよかった。何に対してってね。」）

議 長（淡田 邦夫 君）

9 番。

9 番（川副 善敬 君）

副町長がほかの委員から指摘を受けて、いろんな不備を請求されておるわけですよ。そして、その中で、副町長が金銭的な支出もいといませんということをするわけですよ。そして、あなたが、それについては私も責任があります、とりますと。

とっていないじゃないですか、1年何カ月。金を町が出したことについて、あなたは自分で懲戒処分かなんか減俸かしました、責任とってないでしょう。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

やはり仕事については全部、私が責任あるわけですから、だから責任があるって、多分、言っていると思います。だから、私がこれぐらいの和解についてのいろいろな話し合いも、弁護士さんともその後についても話し合いしました。その中で、やはり町長としては、町有地の活用ということで、今回の判断は、私は間違っていないと思っていますので、町長についての、和解ということについては、責任がないんじゃないかということでお話がありまして、そういう、私は、そういうことを信じて、私は自分でこういう訴訟を起こしたという判断は、私は間違っていなかったとっておりますので。確かに500万円の支払いしました。だけど、これがずっとそのまま続いていっても、やはりお金はまだ、その訴訟費用とかいろんな面ですってわけです。だから、早く私は関係を断ち切って、町有地の有効利用を図りたいということで判断をしたわけでございますので、それを延々続くよりここで和解をしたほうがいいということで判断したということで、確かに500万円の和解金は払ったと思いますけど、それについては大変皆さん方に御迷惑をかけたとっておりますので、これは、この前のときも謝罪をいたしましたので、そういうことでございますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

ちょっと待ってください、9番議員さんに、あと時間も4分ほどでございますけれども、話をまとめていただくようお願いいたします。9番。

9 番（川副 善敬 君）

そしたら結局、この委員会で、前の記録にありますように、副町長が金銭的な弁償もいとわない、それであなた、その後すぐに、いや部下の責任は私ですから責任とりますと言った。その責任をとるちゅうことは金銭的な支出ではないということですか。副町長は金銭的な支出ってはっきり記録があるんですよ。そうすると、部下にはない、そこまでは立派でした。部下にはない、その後、責任をどうとるのか。金銭的にとるのか、何らかの形でとるのか。その責任をとるって言うたのは、どういう意味でとるって言われたのか。前段として、副町長が金銭的な支出もいといませんって記録があるんですよ。そして、その後、あなたが責任をとりますちゅうから、私は減俸なり何なりの処分を、この1年何カ月の間にもう既にしていると思っただけなんですけど、していないんで、きょう質問しているんですよ、責任ちゅうものの所在を。だから、とるのかとらんのか、それとも、もうこれで終わりなのか。自分の発言したことに対しての責任。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

これは、ほかのいろいろなことをした場合は、私は、責任は負わなきゃならないとは思っています。ただ、それで私が今の、今、副町長が言ったってということでございますけど、そういう和解ってということについては、私は、責任はない。私は自分の政治判断で間違っていなかったとっておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

9番。

9 番（川副 善敬 君）

金銭的なことは、町が和解金500万払ったことには責任をとらない、しかしながら、ここまで裁判沙汰になって混乱させた責任はどう考えるんですか。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
混乱させた責任っていうか、そういうことで、なかなかまとまらなかったと、私ども、先ほど川副議員がおっしゃったように、7回も本人のところに行って、こういうことで全然まとまらない、何回もしても一緒だから訴えの提起を起こしたわけです。だから、そういうことで私どもは何回も誠意を尽くしてむこうにやったんですけど、なかなか話がまとまらなかったということで訴えを起こしたと。そういう訴えを起こしたちゅうのは、私は今の方法でしかできなかったんじゃないかと最終的には思っていますので、それを実行したということでございますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
9 番。

9 番（川副 善敬 君）
最後に言っておきます。やはり何らかの形で、会社においても、自治体においても、金銭を支出してそれが会社に損害を与えた場合、自治体に損害を与えた場合、責任の所在はどこにあるかということを考えれば、やっぱりトップであろうと。そのトップが、金銭的な支出をしたのに何もみずからの反省もないということは、非常に私は残念に思います。終わります。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
反省は、私はしておるといってお話をしました、先ほど、いつも、何回も、もうこの前のときも、謝罪をしております。損害金についてもお話しをして、先ほど500万って言いましたが、弁護士さんとお話ししまして、これが損害金なのかと。500万っていうことがですね、損害金なのかというのも算定できないということでございます。ただし、500万でそういうお話があったので、500万円にしているだけでございまして、それが損害金額というのは算定できないということで弁護士さん言われたということで、やはり温泉権を500万で買ったんじゃないかということを考えていただければ、そういう町にいろいろなことで大変損害を与えたということはないんじゃないかと。ただ、もう一つは、やはりこういう――。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長、時間となっております。
町長。

町 長（古庄 剛 君）
はい、すみません。
混乱を起こしたということは、やはり住民の皆さんとか議員の皆さん方には謝罪をしなければならぬと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

時間です。はい、どうぞ。9 番。

9 番（川副 善敬 君）

温泉権として残ったちゅうけども、温泉権はもう使われないんだから残らないんじゃないですか。ほかの温泉業者も全部休業され、出てきて全部撤退して、温泉権が残ったって、温泉権残らんじゃないですか。終わります。

議 長（淡田 邦夫 君）

以上で、9 番、川副善敬議員の一般質問を終わります。

— 日程第 7 一般質問（永田勝美議員） —

議 長（淡田 邦夫 君）

次に、一問一答方式により、3 番、永田勝美議員の質問を許可します。3 番。

3 番（永田 勝美 君）

日本共産党の永田でございます。前議会から引き続き継続しての質問を中心に、少し幅を広げて質問をさせていただきたいと思っております。

最初の質問でございますが、子育て応援、教育環境整備についての質問であります。

最初に、全議会で質問いたしました小中学校普通教室へのエアコン設置について、前議会以降の検討状況をお伺いいたします。

町長は、前議会の答弁で、「エアコンについても必要性を十分に認識している、今進めている学校設備の整備計画の中で十分検討しながら進めていかななくてはならない」と答えられました。その後の検討状況についてお尋ねいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

前回、御答弁させていただきましたように、将来的には校舎の建てかえ、大規模改修等、施設整備総合計画に従ってエアコンの設置について検討することが必要になってくると思っておりますが、現在のところ、まだ、具体的な計画の具体像ございませんので、設置に向けた事務手続は進めてはおりません。

しかし、学級増によって、風通しの悪い教室を普通教室に転用したところもございますので、ことしの夏の状況を考えて熱中症のリスクが高いような個別的な事案については、適時検討を行っていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

3 番議員。

3 番（永田 勝美 君）

前回もお話ししましたように、30度を超える教室の環境で子どもたちが生活をしているとい

う実態は、町の調査でも明らかになっておりますし、全国の設置率も、ほぼ3年ごとに16%ぐらいずつ伸びているという状況でございます。長崎県が九州各県の中で一番低い設置率で、1桁の設置率は長崎県だけと。南島原市での状況をお聞きしました。数年のうちに100%になると。各地で検討が進んでいる中で、具体的な検討ができていないということは問題ではないかと。少なくとも必要性があるということであれば、そして財源の問題でも、前回、明らかになったように国の補助があり、実質的な町の支出額は設置総額の51.7%で済むと。前回の試算によれば1億800万のうち5,600万程度であります。それも、起債も活用すると、起債の3分の1は国が償還するということを含めて51.7%がいわゆる町の負担ということですから、延べ払いで払うことができるという財政の面からも十分に対応可能ということだと考えます。

さらに維持費もかかるわけですが、維持費については検討されていますか。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

維持費、つまり電気代、光熱費でございますが、これも島原市のほうに聞いて、南島原市のほうに聞いて、予算の積算方法を尋ねたりして参照して算出した金額でございます。夏場が4時間の60日で計算をしております。それから、冬場も4時間の60日ということで計算をいたしましたところ、年間189万程度かかると。これは全ての小中学校合わせた普通教室の、教室の数を掛け合わせたものでございますので、1校当たり、この3分の1ですので、60万から70万ぐらいだろうというところでは、これは予算ベースで南島原市の例を参照させていただきました。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

3番。

3 番（永田 勝美 君）

いわゆるランニングコストも問題になるような金額ではないのではないかとということです。ですから、高校などでは、いわゆる冷暖房費を子どもあるいは保護者の負担というふうになっているところもあるわけですが、そういった意味では、維持費についても十分に賄うことができる程度の支出で済むのではないかとというふうに思います。

少なくともいつまでにやるのかということについては、必要性はあるということですから、必要性があれば、即取りかかるというのが当たり前ではないかと。見通しもわからないで検討するというのは、大変不誠実だというふうに思います。

この間の議論の中で、学校の改修の総合計画の中でというお話もありました。いろんなお話の中で、小中学校のトイレの改修であるとか、さまざまな校舎の老朽化等の課題もあるというふうにお聞きしておりますけれども、エアコンの問題というのは、それ自体が非常に住民の、そして子どもたちの本当に強い要求がありますし、全国的にも取り組みは進んでおりますし、文部科学省においても、その推奨について補助金も出すという取り組みをされているわけですから、ぜひとも具体化を進めていただきたいと。この機会に学校改修の総合計画、そういったものが今年度完成ということでありましたが、そういう検討状況についてどうなっているのかと。あるいは、その公表の時期はいつごろになるのかと。町民の意見、そういったものについてのヒアリングと、そういったものについては、どうされているのかということについてもお伺いしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

ヒアリングとかのお話が出ました。これは、学校の建設事業といいますか、そういう計画、公共施設の計画を、今、立てて、今、終わっているわけでございまして、佐々町としましては、今、年度が古い順、古いといいますか、耐用年数が過ぎている校舎もありますので、そこからやっていかなきゃならないということで、住民の意見といいますか、そういう話じゃなくて町としてどういうことをやっていくのかというのは、今、決めているわけでございます。

先ほどお話がありましたように、普通教室のエアコンの設置ということで、これ、全体的な 8.6%というお話しでございました。また増えているということもお話しを聞きましたけれど、島原とかなんかは、南島原とかなんかは雲仙の普賢岳の影響で、やはり噴火の影響ということで早く設置されているということがあるわけでございます。本町も全然設置していないじゃなくて、3.2%ですか、全体的に設置しているところもありまして、夏休みの授業とかそういうことについては、エアコンのあるところで授業を今やっているってということもございます。今、お話がありましたように世界的な、地球的な温暖化現象というのが、環境問題というのが我々も大変認識しておりまして、やはり佐々町の児童生徒にも教育環境の向上という面では、やはりエアコン設置というのは、十分我々も必要性を認識をしているわけでございます。

今後、先ほど申しましたように建物の建てかえとか、それから改修工事というのを取り組んでいかなければなりません。これは総合的に、やはり安定的な財政計画の中で、これをやっていかなきゃならないわけでございますので、そういう策定していく中で十分、やはり検討をさせていただいて、それを実現できるように我々も頑張りたいと思っております。時期的にいつになるのかというのは、ちょっとなかなか難しいんじゃないかと、そういう計画を12月までに立ち上げますので、その中でよく十分検討して、その後、議員の皆さん方にもお示しをさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

いいですか、12月っちゅうことで。

はい、どうぞ、3番。

3 番（永田 勝美 君）

12月までに完成させると、計画については。

町 長（古庄 剛 君）

今年度でお願いします。すいません。

議 長（淡田 邦夫 君）

3番。

3 番（永田 勝美 君）

今年度中に、いずれにしても完成させるということでもありますので、ぜひ、その中で、改めてエアコンの問題というのも加えていただきたいということ、加えていく必要があるのではないかとこのことを申し上げたいというふうに思います。

御承知のように特別教室については、既にエアコン設置されているということでもありますか

ら、そのどれほど効果があるのかということについても、子どもたちが一番よく知っているんだと思うんです。それで、実際にそういう教室で学ぶということが本当に意義のあることだと、私は思います。

北九州市の例を先般もお話ししましたがけれども、エアコンがつくと、夏も冬も子どもたちが外で遊ぶと。昼休み、休み時間に子どもたちが外で遊ぶと。しかし、エアコンがないと、要するに教室に入ったら暖かかったり涼しかったりするわけだから、だから、休み時間は教室の外に出て遊ぶことができると、でも、エアコンがない、そういう教室の場合はどこに行くかと、休み時間には図書室やそういうエアコンのきいた教室に行くというお話がありました。非常に、そういった意味では、子どもたちの要求というのは非常に正直であるというふうに思いますし、そのことは、いわゆる教育先進県と言われる香川県が97%の設置率になっていると。東京都は99%だと。こういったことを見れば、やはり必要性というのは明らかだというふうに思います。

そういう点で、エアコンの問題というのは、少し、やはり我々も考え方を考える必要があるのではないかと、私たちもエアコンのある環境で子どものころ育ったわけでありませぬ。教室は暑いもの、寒いものが当たり前という中で育ってきたわけですがけれども、今どきの子どもたちというのはそうではないと。そういう環境の中で育っているわけだから、実際に教室や学校が居心地の悪い空間になってはならないだろうというふうに思います。ですから、ぜひ、そういう教育的な効果のことや、あるいは、もちろん子どもたちの健康のことを考えていただくと、エアコン設置の問題というのは決して、できればやるという課題ではなく、本当に、今、待ったなしの課題になっているんだということを御認識いただいて計画の中に盛り込み、そして早急な設置に向けて取り組みを進めていただくことをお願いしたいというふうに思います。

次に、子育ての関連で就学援助費の入学前支給について質問いたします。

現在、佐々町の就学援助世帯は、教育委員会にお聞きしたところ小学校で10.8%、中学校では15.8%、合計で12.4%という状況でございます。

子どもさんを持つ御家庭の負担は大変厳しいものとなっております。特に、賃金の低い若い親御さんにとっては大きな負担です。そうした負担を解消していく一つの手段として、就学援助制度というのは大変大きな役割を果たしているというふうに思います。

ところが、まとまった費用が必要となる小学校、中学校の入学時の費用支出が、現状では新年度になっていると。実際に入学式前にお金が必要なのに、実際に支給は年度を越して、入学式終わった後にならないと入らないと。これでは、なかなかその意義が十分に発揮されないということでもあります。

この間、全国的なそういう要望や運動、そして国会での論戦などもありまして、国もことしから入学準備金の支給を大きく引き上げるということで倍加になりました。入学準備金の支給額が2万台から4万台になったと記憶していますが、そういうふうに引き上げると同時に、入学前の支給ができるように制度を改定しています。

本町でも、こうした措置にならって改定すべきであると考えますが、いかがでしょうか。具体的には入学予定のある児童のある世帯に対して、2月ないし3月に入学準備金、就学準備金を支給を行うべきだと考えますが、いかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

就学援助費の支給は、現在までの状況を申しますと、申請前年度中の源泉徴収や確定申告書の写し、あるいは所得証明書などで行っていたということでございます。特に、所得の確定ということになりますと、所得証明書ということになりますので、この証明書が5月以降になら

ないと発行できないということから、支給が他自治体でも 5 月から 6 月になっていたという現実がございました。

近年、これは本町だけではございませんけれど、早期の支給をとということで、前年度の収入状況を 1 月頃に発行される源泉徴収票、また、2 月ぐらいにできる確定申告書の写しで確認して、2 月頃から申請を受け付け、資料作成等々審査を行って、4 月中に決定通知、5 月中に支給というのが今の本町のやり方でございます。

少しでも早くということで、本年度は、新年度の保護者負担軽減のためということで、申請が出ると同時に審査を行い、4 月上旬に決定通知を行い、4 月中旬に支給というところまでこぎつけたところでございます。

さらに今年度は、現在、本町の要保護及び準要保護児童生徒就学援助に関する要綱では、新入学用品はクラブ活動費、生徒会費、PTA 会費と同時に、認定日が 4 月 1 日の児童生徒に対して支給されるというふうになっております。そこで、現在の新入学用品の名称を、例えば入学準備金との名称に変えて、他の費目と切り離すことで入学前の認定によって支給できるように、今年度ちょっと間に合いませんので、次年度以降の早期実施を目指して改善を検討しているところでございます。引き上げについても同様でございます。

ただ、入学年度開始前に実施することについては、入学生が確定していないために、特に小学生の入学児童予定者の把握、周知の方法、提出した場合、児童生徒の援助費の自治体間の調整など課題がありますので、少し時間がかかると思っております。いずれにしろ、御指摘のように入学前支給ということで取り組んでいきたいというふうに思っているところです。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

3 番。

3 番（永田 勝美 君）

前向きな御答弁いただいたと思います。長崎市が今年から中学校の入学前の支給、小学校については入学児童の確定ということがちょっとおくれるということかと思いますが、まだということでしたが、中学校はそういうふうになったというふうにお聞きしております。お母さん方、お聞きしますと、中学校に入学するときには大体 15 万ぐらいかかるというふうに言われておりましたし、それで小学生も、最近、ランドセルも大体四、五万から五、六万が相場だというお話も聞いております。本当に費用がかかるわけでありまして、特に低所得の世帯の場合には本当に深刻な状況だというふうに思います。ぜひともそういう意味で、そうした取り組み、今、続けられている取り組みを、何とか就学前にやる、そういう取り組みを続けていただきたいということを申し上げたいと思います。

既に小学校でも、小学校入学前の支給というふうになっているところもあるように聞いておりますので、ぜひ、そういったところの状況もお調べいただいて、改善を求めたいというふうに思います。

次に、国保の問題について質問いたします。

今回、ことは国保制度にとって大変重要な年となっております。それは、国保の都道府県単位化が来年度から始まり、市町村の国保は県の国保運営方針によって大きく左右されるという変化が起きるからです。

そこで質問であります。町民が最も大きな関心を持っている保険料、保険税額にかかわる検討はどのように進んでいるのでしょうか。予定では、7 月から 8 月には納付金と標準保険料額のシミュレーションが市町村に対して行われると、示されるというふうに聞いております。その結果を踏まえて、急激な保険税額の引き上げなどを回避する激変緩和措置の検討を行うこ

とになっているというふうに聞いておりますが、そのあたりの状況がどこまで来ているのか、そしてシミュレーションが示されているとすれば、その状況についてもお答えいただきたいというふうに思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（川崎 順二 君）

保険環境課長。

すみません、国保都道府県化に係る保険税関係につきましては、議員おっしゃるとおり 7 月から 8 月にかけてシミュレーションが示されるということで、当初なっておったところでございますけれども、それを受けて町の国保運営協議会のほうで検討したいというふうに考えて進めておったところですが、その後、数字的に誤りがあったということもございまして、その時点では正式な数字が示されないということになっておりました。

その後、また数字等の訂正をされているところでございますけれども、実際のところの数値に、保険税額につきましては、ここに、先ほど議員おっしゃいましたとおり激変緩和措置というのが制度として入ってくるようになります。この激変緩和措置というのが、どうやっていくのかというのを県単位で決めるようになっているのですが、この部分がまだはっきりとしていない状況でございますので、明確な数字的に出せるものがないという状況でございます。

それから、保険税算定に当たりまして国や県の補助等が、負担金等がございますが、この部分についてもはっきりと数字が示されておらない状況でございますので、現状としては正確な数字等をお示しすることができないという状況になっております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

3 番。

3 番（永田 勝美 君）

確認をいたしますけれども、シミュレーションは一度示されたけれども内容に誤りがある、その訂正後のシミュレーションは、まだ出されていないということによろしいですか。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（川崎 順二 君）

その後、試算をされまして、今月に入りまして数値的なものは示されたものはございますが、先ほど言いましたような激変緩和措置の部分っていうのが決まっておりませんので、この分で最終的にどうなるのかというのが、まだ見えていない状況でございますので、公表等は差し控えていただきたいというふうに思っております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

3 番。

3 番（永田 勝美 君）

その数字は示されているのであれば、それは今の時点で激変緩和をどうするかという問題についても、やはり町民に示すべきではないかというふうに思います。時間的にも来年度からの実施でありますから、保険税額、最終的に来年の 3 月議会で最終的に決めるということになるんでしょうけれども、もう予算の時期でありますから、この時期に検討ができなければ、本当に土壇場で必要な額ということになって、全く町民の声が反映しない対応になるのではないかというふうに思います。いかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）
保険環境課長。

保険環境課長（川崎 順二 君）

示された数字につきましては、なるべく早くお示しをしたいところでございますけれども、あくまでもシミュレーションの範囲での試算ということで算定をしておりますので、この分につきまして10月から11月にかけては、仮係数というものが示されてまいります。この仮係数が来ましたら、ある程度の具体的な数字というのが出てまいるかと思っておりますので、そのころには激変緩和措置についても、どういった方向で進めていくのかというのが決定しているということもございますので、それをもって、今後どうするのかというのを進めさせていただければというふうに思っております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
3 番。

3 番（永田 勝美 君）

10月から11月ごろには係数も決まるので、示せるのではないかということでありました。

前回、質問で明らかになりましたように、佐々町の国保財政は前年度4,000万を超える黒字でありました。その分を町民に還元すべきではないかというふうに申し上げましたが、基金に積み立てて1億円以上の基金を保有している実態があります。1世帯当たり、5万円以上の基金というふうになっております。これらの実態は、佐々町として健診活動に力を入れ、医療支出削減してきた結果という側面もあるわけですから、しっかりそうした主張もやって、調整基金の獲得も行って、高すぎる国保税の引き下げを実現していくことが必要だというふうに思います。

これは県単位化となっても、いわゆる係数に反映させるという意味でも非常に重要だというふうに思います。そのことが町民にとって、被保険者にとって、国保の保険者にとって、被保険者にとっては、保険税の引き下げということに結びつくわけだからであります。前回もお話したように、国保税については一般の協会健保などと比べると1.5倍から2倍と、そういった高い保険税というふうになっておりますし、給付額も、給付についても医療費給付だけでなく、例えば傷病手当金の給付もないという国保の劣悪なそういう給付状況もあるわけですから、そういう意味では、何としても高すぎる国保税を引き下げていかななくてはならないというふうに思います。

その努力をしていかなければ、前回も指摘いたしましたように滞納者がなかなか減らないと、あるいは短期保険証や資格証明書で医療にかかることが大変躊躇されるような状況ということが想定されるわけであります。

またこれは、前は指摘しておりませんでした。佐々町は、いわゆる国民健康保険の44条減免と言われる一部負担金の減免制度。

議 長（淡田 邦夫 君）

3 番議員、申しわけございません。

質問中ですけれども、間もなく 4 時となりますが、一般質問終了まで時間の延長をお願いいたします。すみません、どうぞ。

3 番。

3 番（永田 勝美 君）

44 条減免と言われる一部負担金、窓口一部負担金の減免についての要綱がつくられていない自治体、長崎県内で 3 町だけというふうになっております。そのうちの 1 つに入っております。

私も一昨年でしたか、県の社会保障推進協議会の自治体キャラバンで、本町の当時副町長とお話ししたかというふうに記憶しておりますが、そのときにも要綱をつくってください、ぜひ始めてくださいという指摘をしたところでもございました。ところが、ことしのキャラバンのアンケート調査に対しても、まだできていないと、検討中というふうになっております。

これは本当に国保税が高すぎるという認識が余りないのではないかと、払えないしんどさということについて、認識が薄いのではないかとすることを思わざるを得ないというふうに思うわけであります。

保険環境課長、ぜひ、この問題についても含めて、今回の国保税、国保制度の県単位化に合わせてスタンスをやはり変えて、町民目線での対応をお願いしたいということを申し上げたいと思っておりますがいかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（川崎 順二 君）

今の国保 44 条関係も含めてなんですけれども、国保の各種減免についてですが、現在、御承知のとおり、平成 30 年 4 月からの国保都道府県化に向けまして、県内の各自治体がいろんな事務のすり合わせを行っているところです。今度、都道府県化になりますので、県内一つの保険者という考えにもなります。そうしたときに、県内の転入転出をしたときに、ほかの自治体に行ったときに取り扱いが違うという、こういうのはどうかということもございまして、県内統一した考えでこういった減免制度をどう考えていくのかというのを、今、検討しているところでございますので、その中で検討させていただきたいと、検討して進めていかせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

3 番。

3 番（永田 勝美 君）

国保の問題の最後に、資格証明書の発行状況についてお尋ねいたします。

先ほど申し上げました、長崎県社会保障推進協議会のアンケートの結果をお聞きいたしました。昨年度、資格証明書の発行率は滞納者に対して 25.7% で、壱岐市と並んで県下で一番高いということをお知らせしましたが、ことしは何と比率で見ると 34.3% ということで、30% を超えているのは佐々町だけということになってしまいました。

もちろん、6 月時点の調査でありますから、その後の変化もあろうかというふうに思います

けれども、やはり資格証明書の発行の問題についても払えない実態というものに対して、もっと私たち自身がしっかり目を向ける必要があるのではないだろうか、そして、実際に低所得の中で払えないという実態があるのであれば、やはりさまざまな減免や、あるいは免除や猶予やそういった対応が必要ではないかというふうに思います。どういうところに資格証明書を発行しているのかと、他の市町村の状況を聞きますと、納税相談に応じない人、応じない人には、いわゆる面接に呼び出しても来ない人、そして払ってくださってというお話しをしても、その払えんというか、要するに面接を拒否する人などです。

もちろん、その人方の一人一人の心理的な状況もありますから、本当に追い詰められて、もう払いきらんというふうに言っただけで出しているわけではないようです。資格証明書を出すってというのは、本当に、いわゆる悪質滞納者だけしか出していないというのがお答えでありました。

ところが、佐々町の場合には、いわゆる一定の基準に基づいて、1年間滞納を続けたら資格証明書ということになっているのではないかと、その基準だけで出していくと本当に悲劇を救えないというふうに思います。いわゆる保険証がなく病院にかかれずに手おくれで亡くなると、そういう悲劇というのはいつ起きてもおかしくない状況にあるのではないかと、そうしたときに、本当にこれが福祉の佐々町と言われるのではないかというふうに思います。

ですから私は、先般、町長がお答えになったように社会保障制度の一環である国民健康保険制度、そして国民皆保険制度の下支え、まさに国民が医療を受ける権利、病気になったときお金がなくても病院にかかる、そういう権利を保証すると、少なくとも病気になったときぐらいいは、お金がなくても病院で見てもらえると、最低のやはり保障だというふうに私は思います。それを保証していくのが国民健康保険制度だということを改めてお考えいただいて、資格証明書の発行については、ぜひともスタンスを改めていただきたい。そうしなければ、他の市町村で私たち佐々町と同様の人口、同様の所得の東彼の3町やそういったところなどを含めて、いろいろ比較して見ても1桁、あるいは1件、2件というところが多いわけでありまして、佐々町だけが3割、滞納者の3割、3人に1人は資格証明書と、こういうことは、本当に社会保障を考える人であれば、恥ずかしくてなかなか言えないという実態ではないかというふうに思います。

ぜひとも改善をお願いしたいところであります。この問題については、ぜひ町長、できるだけ減らしていきたいというふうにお答えいただきました。そういう基準の見直し、スタンスの検討、そういったことも含めてどう対応されるかお答えいただけませんか。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

7月の議会のとき29件ということで、多分、御説明をさせていただいたと思っております。その後の取り組みということでございますけど、資格者証の発行状況では、前回から1件が短期証へ切りかえると、それから5件は、今、分納等の納付相談を受けておりますので、短期証への切りかえを、今、検討しているということでお聞きをしているところでございます。しかしながら、資格証が手元に届いても反応がない方もありまして、また、納付相談の連絡をしても接触できないという方がいらっしゃるということで、資格者の交付になっておりますので、ぜひとも、そういう納付の相談、連絡があれば、相談に来ていただければと思っております。

町としましても、やはり資格者証の交付につきましては、先ほど議員が御承知のとおり国保とか町の要綱に基づきまして、滞納の期間に応じて対応させていただいているというところでございます。交付前に申立て期間というのを設けるなど、手順を、今、踏んで行っているところでございます。

先ほど申しましたように、やはり同一医療といいますか、医療を等しく町民の方が受けられるということが、我々も、それが目標でございまして、やはりどういう方でも受けられる、公平に受けられるということが、私たちもそれが目標でございます。しかしながら、やはり、こういう納める方と納めない方っていうこともありますし、いろいろな面で公平さを欠くということもありますので、やはり資格者証の発行に限らず、やはり滞納者の納付相談において国保制度に対応できない場合ということもあります。その場合は、また、福祉部門とも連携を図りながら対応していくなどして、やはりそういう皆さん方の相談にやっていかなければならないと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
3 番。

3 番（永田 勝美 君）

今、町長がお答えいただきましたが、実は佐々町は短期保険証の交付は全体として非常に少ないんです。21件ということになっています。

本来、いわゆる納税相談、そういったものについてをやる場合、あるいはそういう機会を設けるというためには、その短期保険証で対応できるのではないかというふうに思うわけです。ですから短期保険証が、例えば3カ月なら3カ月滞納したら短期証、1年滞納したら資格証とこういうしゃくし定規な対応では、本当に救われない方があるということ、ぜひ御理解いただきたいというふうに思います。

短期証に切りかえるだけでも本当に大変なプレッシャーだと、まともな保険証でないわけですから本当に大変なプレッシャーだと思います。ですから、子どもさんのいる家庭には、子どもさんの分の保険証だけは当たり前前の保険証を発行するという措置がとられているわけです。ですから、そういうことが一方でやられていながら、その資格証明書にストレートに行くという、今の進め方というのは、本来の国民健康保険制度の、いわゆる皆保険制度を支え、社会保障制度の下支えとしての、この国保制度の意義に反するのではないのではないかというふうに私は思うわけでありまして。ぜひとも改善を、さらなる改善を求めたいというふうに思います。

次に、介護保険料の引き下げ検討状況についてお伺いいたします。

次年度は3年に1度の改定となっております。保険料負担が年々重くなってくる、あるいは利用料の負担も国の福祉切り捨ての政策のもとでだんだん重くなる。そういう中で、質問であります。昨年度の介護保険財政の収支状況について概要をお知らせいただければと思います。介護保険財政は赤字か黒字か、いわゆる黒字であればどれぐらい益が出ているのかということについてお答えください。

議 長（淡田 邦夫 君）
住民福祉課長。

住民福祉課長（藤永 大治 君）

平成28年度の介護保険の財政状況ですけれども、保険事業勘定で申しますと、翌年度に返還すべき財源を差し引いた実質剰余金、これが4,310万円となっております。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
3 番。

3 番（永田 勝美 君）

介護保険の 1 号被保険者の数、65 歳以上の介護保険加入者は何人ですか。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（藤永 大治 君）

65 歳以上の被保険者数ですけれども、28 年度末で 3,675 人となっております。
以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

3 番。

3 番（永田 勝美 君）

私が事前に調べていた数字と若干違っておりましたが、4,310 万円の実質剰余金が出ている、65 歳以上の被保険者は 3,675 人ですから、単純に計算をしても 1 人当たり 1 万円以上の益が出ていると。介護保険制度は、いわゆる、そのかかった費用のうち 1 割を被保険者が負担するという仕組みになっているというふうに記憶しております。

3 年に 1 度の見直しの中で、当然に、益が出た分については還元をするということになるというふうに考えますが、それでよろしいでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（藤永 大治 君）

介護保険の、これ 3 年間の見込み、事業計画の見込みでございますけれども、今後 3 カ年の保険給付費、また、被保険者数や要介護認定者数の推計にもよりますけれども、そこと、あと現在の財政調整基金の残高等も勘案して第 7 期の保険料を検討していきたいと考えております。

ただ 2025 年には、団塊の世代の方々が 75 歳以上の後期高齢者となりますので、持続可能な介護保険制度として十分に検討をしなければならないと考えております。

よろしくお願いたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

3 番。

3 番（永田 勝美 君）

2025 年度をピークになると、75 歳、いわゆる団塊の世代の方々が 75 歳になられるという年です。そういう点で、本当に介護保険のこれからについては大変な危惧もあるわけですが、一方で佐々町の場合には社協をはじめ、多くの町内の皆さん方の御努力で認定率も横ばいから下降気味ということでもありますし、費用についても、給付費についても若干ですけども減少しているという、全国的に見ても大変数少ない貴重な経験を上げている自治体であります。

そうした意味で介護保険財政も、基金の現状についても先般お聞きしたところ、28 年度末で約 7,300 万に到達しているというふうに聞いておりますから、十分に基金も蓄えられてきたというふうに思います。そうした中で、ぜひとも次年度、3 年に一度の改定でありますので、今

回の改定では引き下げを実現していただきたいということを申し上げておきたいと思います。

町長、いかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

確かに、今、県内で6,070円ということで、県内4番目で今、今までトップだったんですけど、今、4番目になっているということで、最高が五島が6,200円ですか、我々も一生懸命になって努力はさせていただきたいと思いますが、なかなかこれを基金で調整するというのも、先ほどお話がありましたように団塊の世代って、私どもがちょうど75歳になるわけでございますので、そういうやはり、これ持続可能な介護保険制度というのは、やはり続けていかなければならないということを考えれば、これが、どれが介護保険料が適切な基準額になるのかというのは、やはり今後、十分検討して、なるべく我々も安くはしたいと考えているんですけど、そこら辺の財政的なものを勘案しながら、やはり考えていきたいと思っておりますので、御協力をよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

3番。

3 番（永田 勝美 君）

引き下げるといふ現出をぜひいただきたいというふうに思います。それはなぜかという、本当に介護保険を地域の皆さん方で支えると、高齢者介護を皆さん方で支えるということで本当に頑張ってきたわけでありますから、その結果が出てこない、目に見える形で出てこないというのは、本当にインセンティブを奪うものではないかというふうに思います。

財政状況についても先ほどお答えいただいたように、昨年度の単年度のいわゆる黒字額が4,000万円を超える、そして基金の積み立てについても平成27年度末で約4,000万弱、28年度は7,300万と、これも本当に倍以上に積み立ててきているわけなんです。どこまで積み立てるのかということについても、そうであれば本当にしっかり計画も出して、今のままの保険料でいけば、さらなる積み立てということになるだろうというふうに思いますし、そういう意味では、この間の努力に本当に報いるというか、この負担というのは、全体で2号被保険者もおいでになるわけですから、1号被保険者だけではなくて若年世代にも負担をしていただいているわけですから、その保険料を引き下げるといふのは必須の課題というふうに思います。

佐々町でも下がらないということになれば、本当にどこが下がるのかということになるのではないかと、厚労省からも注目をされてモデル自治体にもなると、全国からも視察が相次ぐと、こういうところで保険料を下げるということの意義っていうのは、本当に大きいのだと、全国に向けて発信するという意味でも大きいのだということをお考えいただいて、ぜひとも保険料引き下げの検討を正面からお願いをしたいということを申し上げて、次の質問に移らせていただきます。

時間が迫ってまいりました。

最後は、玄海原発の再稼働の問題です。来年早々にも再稼働が行われようということで報道されております。しかし、大変問題が多いと、先般発表されたさまざまな資料を見てみても、例えば、福井の大飯原発と比べても耐震基準が7割程度ということで非常に低いと、玄海原発はです。地域的に、ここには大きい地震はこないということを想定した耐震基準になっているということが明らかになりました。あるいは、壱岐市や松浦市の鷹島などは、避難計画を立て

て避難しようとする、玄海原発に接近しながら逃げなくてはならないという大変深刻な事態になっている。さらには、最近のテロの問題や、あるいは北朝鮮危機、北朝鮮の問題については、本当にけしからん事態だというふうに思いますし、これを対話と外交による解決以外に、その解決の道はないということで私たち考えておるところであります。仮にそうした事態となれば、本当に原発が危険の巣ということになるわけでありませう。

原発は本当に、今、再稼働どころか廃炉にするというのが道だということで、全国的にも大きな世論が沸騰しているところでありませう。そこで質問でありませうが、本町は30キロ圏外ということになって、避難計画をつくることは義務づけられていないということでありませうが、避難計画はつくらなくてもよいとお考えでしょうか。町長は原発が安全だと考えていないということにおっしゃられました。であれば、当然、原発にもしものことがあったときには、避難計画は要るであろうということになります。いかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

議員がおっしゃるとおり、九州電力が、今、玄海原発の3号機、4号機っていいですか、の再稼働っていうのを、今、準備が進められておりまして、年内に再稼働は難しいということでございますけど、最終段階に入ったということは間違いないと私は思っております。

このような中で、平成29年度、長崎県の原子力防災訓練が9月の3日、4日で実施されておりまして、今回の訓練でございますけど、避難対象範囲を原発から30キロに拡大して以降、本県で初めて、今、国との共同訓練が実施されたということございまして、1つは、緊急時における防災関係機関の相互の通信連絡体制の確立と、それから災害時に使用する通信機器の運用方法についての習熟を図るということで、情報収集・伝達の訓練を実施されております。それから、緊急時における県と市町及び防災関係機関との応急活動体制の整備及び指揮系統の確立を図るということで、災害対策本部の設置とか運営の訓練、それから、緊急モニタリングの実施検証とか、モニタリングの実行方向性を図るということで、緊急モニタリングの訓練を行っておられますし、それから原子力災害医療訓練を行って、被爆者の最初の被爆とか、それから、汚染されていないか、スクリーニングの汚染検査の訓練とかを実施されているということで、いろんな適切な一次除染をできるっていうことを確認する除染訓練が行われているということで、これについては、県、4市3町の関係機関が連携して救護所の運営などを実施するというので、確認をされております。

そして、1番重要な海上とか、それから陸上など、あらゆる場所への住民の避難、行動をするために、住民の避難、誘導及び広報訓練も実施されておりまして、また、計画区域に取り残された住民の避難搬送を行う、また、県周辺の状況を上空から情報収集し、災害対策本部への情報を提供するというので、各関係機関との連携を図るように実施されたということ聞いておりまして、訓練の参加機関118機関、約2,000名の参加ということで避難者は240人ということ聞いております。

本町においては、国とか九州電力から事故等に関する緊急情報を一斉通信ということで受け取ったわけでございます。また、避難計画の件でございますけど、佐々町は先ほど申しましたように、玄海原発からの距離が30キロ以上遠ということから、国が定める原子力災害の発生した場合における緊急防護措置を準備する区域に含まれる区域としてされておられません。しかしながら、福島第1原発の同様の事故が万が一発生した場合ですが、気象状況によっては、やはり気体状、あるいは粒子状の放射性物質を含んだ空気の一団が、本町に到達するっていうことも考えられるわけでございます。

玄海原発では、放射性物質が原子炉の外に放出される事故等が発生した場合においては、その放射性物質が本町に到達することが予想され、また、到達する場合には、国・県の指示をどのような体制で受け取るのか、また、住民にどのような指示を伝えていくのか、その対応について定めることが必要と感じております。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長、あと時間がございませんので答弁を簡素化にお願いいたします。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

簡素化について、これなかなか。

本町の防災計画につきましては、東日本大震災以前に策定しておりまして、今後、大規模災害等に対応できていないということで、地域防災計画の見直しも急ぐ必要があると思っておりますので、その折には原子力災害対策編を策定するという方向で、今、考えているところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

3 番。

3 番（永田 勝美 君）

御丁寧に報告いただきましたが、残念ながら、今のお話しで町民が安心できるというものではないのではないかと。今、お話があったように、粒状の放射性物質が降り注ぐ、そういう事態も予測される中で、じゃあ町民はどうしたらいいのかと、どこに逃げればいいのかと、そのこともわからないわけでありまして。

先般、私も松浦市に行きました。福島ではシェルターがつくられているということでありましたので、見せていただきました。そのシェルターも本当に一時的なものなんですけれども、とにかくにも一応あるという状況でありました。佐々町には何もない。町民体育館に集まれということになるのか、本当にそういったことすらはっきりしていないわけでありまして。こういう中で、危ない原発を、今、動かしてもらっては困るというのは本当に多くの皆さん方の思いではないでしょうか。ぜひとも、この玄海原発再稼働に反対の声、上げていきたいというふうに思っております。

そもそも、この安全基準と言われる原子力規制委員会の新規制基準について、原子力規制委員会自身がこれを満たすことによって、絶対的な安全性が確保できるわけではありませんというふうに表明しているわけなんです。ですから、そういった意味では、安全な原発はないと。じゃあ、エネルギーが必要だからリスクをとってでも動かしましょうということが、先般、それ仕方がないというふうに町長おっしゃられたけれども、現実には、今、原発が動いていなくても電気は足りているし、そして原発が動けば動くだけ使用済み核燃料の処理、そういったものはたまっていくし、その処理の費用は私たちの電気代に上乘せされていく。だんだんリスクが高まるし、負担も高まると。これが原子力発電の実態であります。ですから、ぜひともこの原発の再稼働については、私たち反対の声を上げざるを得ないというふうに思うわけでありまして。

一言申し上げておきたいことは、例えば通信の訓練がやられたと、先ほどお話がありました。皆さん御承知のようにいいですか、大変怖いことだなと思いますが、先般、太陽フレアというのがありました。GPSが30メートルぐらい狂うというような被害が出たりというようなことがありますが、結局そうした異常気象の中では、そのいわゆるモバイル機器がほとん

ど使えなくなったりと。

議 長（淡田 邦夫 君）

永田議員、もう時間も、はい。

3 番。

3 番（永田 勝美 君）

という状況もあります。

そういう意味では、ぜひとも玄海原発再稼働に、私たち反対の声を上げていきたいと思いま
す。

町長、最後に一言いかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

確かに、原発は危険というのは認識しているわけですが、やはり町としましても、
やはり国がこういう政策を打っているということでございますので、我々としましても、それ
からもう一つは、裁判でも再稼働の差し止めは認められなかったということでございますので、
やはり我々はこれが安全だということでやらざるを得ないと。やらざるを得ないというか、
我々はここは反対ってということやなくて、やはりこの、何ですか、電力をやはり安いっていう
ことであるし、経済的な面もあると思います。そういう、国が認めているってことでございま
すので、やらざるを得ないのではないかと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

以上で、3 番、永田勝美議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。お疲れさまでした。

(16時32分 散会)